

(資料 1)

令和 8 年 第 1 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

— 議 案 説 明 資 料 1 —

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第3号	鴨川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	4
議案第4号	鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	8
議案第5号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	9
議案第6号	鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	49
議案第7号	鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 企画政策課	52
議案第8号	鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課	54
議案第9号	鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課	57
議案第10号	鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 スポーツ振興課	60
議案第11号	鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	教育委員会 生涯学習課	63
議案第12号	鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局	64
議案第13号	事業契約の変更契約の締結について（第2期君津地域広域廃棄物処理事業）	市民福祉部 環境課	67
議案第14号	財産の無償譲渡について	市民福祉部 健康推進課	69
議案第15号	鴨川市過疎地域持続的発展計画を定めることについて	企画総務部 企画政策課	72
議案第16号	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第8号）	企画総務部 財政課	84
議案第17号	令和7年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課	93
議案第18号	令和7年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 健康推進課	94
議案第19号	令和7年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市民福祉部 市民生活課	96
議案第20号	令和7年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）	水道課	98
議案第21号	令和8年度鴨川市一般会計予算	企画総務部 財政課	資料3
議案第22号	令和8年度鴨川市国民健康保険特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	100
議案第23号	令和8年度鴨川市介護保険特別会計予算	市民福祉部 健康推進課	105

議案第24号	令和8年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算	市民福祉部 市民生活課	111
議案第25号	令和8年度鴨川市病院事業会計予算	国保病院	114
議案第26号	鴨川市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	117
議案第27号	鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	118
議案第28号	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	119
議案第29号	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	
議案第30号	鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	企画総務部 総務課	

議案第3号

鴨川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和5年6月16日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により行政手続法（平成5年法律第88号）の一部が改正され、令和8年5月21日から施行されることに伴い、鴨川市行政手続条例（平成17年鴨川市条例第7号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞（聴聞の審理の結果、聴聞を続行する必要がある場合に行われる聴聞を含む。以下同じ。）（※）及び弁明の機会の付与（※）の通知について、公示事項（聴聞にあつては氏名、期日、場所等をいい、弁明の機会の付与にあつては氏名、弁明書の提出先及び提出期限等をいう。以下同じ。）をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。（現行は、市の掲示場への掲示による方法）
- (2) その他条文の整備を行う。
 - （※） 「聴聞」及び「弁明の機会の付与」とは、市長等が不利益処分をしようとする場合に当該不利益処分の名宛人となるべき者に対して意見陳述の機会を付与する手続をいい、「聴聞」は名宛人となるべき者に及ぼす影響が大きい不利益処分（許認可の取消し等）を対象に口頭審理の方法で行われ、「弁明の機会の付与」は聴聞の対象とならない不利益処分を対象に書面審理の方法で行われる。

3 施行期日

令和8年5月21日

鴨川市行政手続条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を規則で定める掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代理人)</p> <p>第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者 (同条第 3 項後段の規定により当</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨 (以下この項において「公示事項」という。) を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を規則で定める掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第 16 条 前条第 1 項の通知を受けた者 (同条第 4 項後段の規定により当</p>

該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）
は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは、「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）
は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第4号

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

特別職の職員で常勤のものゝ給与の支給額の減額の特例の終期を変更するため、鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例(令和7年鴨川市条例第20号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

特別職の職員で常勤のものゝ給与の支給額の減額の特例の終期を変更し、令和9年3月31日(現行令和8年3月31日)とする。

3 施行期日

公布の日

鴨川市特別職の職員で常勤のものゝ給与の特例に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
附 則	附 則
1 略 (失効)	1 略 (失効)
2 この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

一般職の職員の給与について、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じた改定等を行うため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 43 号）、鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年鴨川市条例第 39 号）及び鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 7 年鴨川市条例第 5 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の改正【第 1 条】

ア 給料表の改定

全ての給料表の給料月額について、若年層に重点を置き、引上げ改定（行政職給料表平均改定率 3.16 パーセント）を行う。

イ 通勤手当の改定

通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員に係る通勤手当について、片道の使用距離の区分の上限を 100 キロメートル以上（現行 60 キロメートル以上）とし、60 キロメートル以上の部分について 2 キロメートル刻みに新たな距離区分を設けることとし、現行の「4 キロメートル以上 6 キロメートル未満」から「60 キロメートル以上」までの距離区分に応じた月額について引上げ改定を行う。

ウ 特殊勤務手当の改正

夜間看護手当の名称を夜間看護・介護手当とし、看護師、准看護師又は介護福祉士（現行看護師又は准看護師）が正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に看護又は介護（現行看護）の業務に従事したときに手当を支給することとする。

エ 宿日直手当の改定

勤務 1 回に係る支給額の限度について、鴨川市立国保病院の職員以外の職員の宿日直勤務を 4,700 円（現行 4,400 円）、鴨川市立国保病院の医師の宿日直勤務を 22,500 円（現行 22,000 円）とし、勤務時間が午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで割り振られている日に退庁時から引き続き行われる場合は、それぞれ 7,050 円（現行 6,600 円）、33,750 円（現行 33,000 円）とする。

オ 初任給調整手当の改定

支給月額の限度について、医師及び歯科医師を 310,800 円（現行 310,000 円）、医師及び歯科医師以外の医療職を 52,100 円（現行 51,600 円）とする。

カ 令和 8 年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

- a 期末手当の支給率を 100 分の 126.25（現行 100 分の 125）とする。
- b 勤勉手当の支給率を 100 分の 106.25（現行 100 分の 105）とする。

支給月	区分	現行	令和 8 年度以後
6 月	期末手当	100 分の 125	100 分の 126.25
	勤勉手当	100 分の 105	100 分の 106.25
12 月	期末手当	100 分の 125	100 分の 126.25
	勤勉手当	100 分の 105	100 分の 106.25
計		100 分の 460	100 分の 465

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

- a 期末手当の支給率を 100 分の 71.25（現行 100 分の 70）とする。
- b 勤勉手当の支給率を 100 分の 51.25（現行 100 分の 50）とする。

支給月	区分	現行	令和 8 年度以後
6 月	期末手当	100 分の 70	100 分の 71.25
	勤勉手当	100 分の 50	100 分の 51.25
12 月	期末手当	100 分の 70	100 分の 71.25
	勤勉手当	100 分の 50	100 分の 51.25
計		100 分の 240	100 分の 245

キ その他条文の整備を行う。

(2) 鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正【第 2 条】

ア 特定任期付職員の給料表の改定

給料表の給料月額について、引上げ改定を行う。

イ 特定任期付職員の令和8年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定

(ア) 期末手当の支給率を100分の96.25(現行100分の95)とする。

(イ) 勤勉手当の支給率を100分の88.75(現行100分の87.5)とする。

支給月	区分	現行	令和8年度以後
6月	期末手当	100分の95	100分の96.25
	勤勉手当	100分の87.5	100分の88.75
12月	期末手当	100分の95	100分の96.25
	勤勉手当	100分の87.5	100分の88.75
計		100分の365	100分の370

(3) 鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の改正【第3条】

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置として、一般職の職員(会計年度任用職員を除く。)に支給する地域手当の月額について、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の2(本文100分の4)を乗じて得た額とする。

3 施行期日

令和8年4月1日。ただし、上記2の(1)ア、(2)ア及び(3)については公布の日とし、上記2の(1)ア及び(2)アについては令和8年1月1日から適用する。

【第1条】鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(宿日直手当) 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400</u> 円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給	(宿日直手当) 第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,700</u> 円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給

する。ただし、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分まで割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 鴨川市立国保病院に勤務し、宿日直勤務を命ぜられた職員については、前項の規定にかかわらず、次に定める範囲内において規則で定める額とする。

(1) 医師 勤務1回につき 22,000円 (勤務時間が午前8時30分から午後0時30分まで割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては 33,000円)

(2)・(3) 略

3 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 310,000円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による

する。ただし、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分まで割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,050円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 鴨川市立国保病院に勤務し、宿日直勤務を命ぜられた職員については、前項の規定にかかわらず、次に定める範囲内において規則で定める額とする。

(1) 医師 勤務1回につき 22,500円 (勤務時間が午前8時30分から午後0時30分まで割り振られている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては 33,750円)

(2)・(3) 略

3 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給することができる。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 310,800円

(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による

<p>欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。) で規則で定めるもの 月額 <u>51,600 円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、 基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、 同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 22 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給 する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分 ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算し た額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。) で規則で定めるもの 月額 <u>52,100 円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 21 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 126.25</u> を乗じて得た額 に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、 同項中「<u>100 分の 126.25</u>」とあるのは「<u>100 分の 71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 22 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給 する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分 ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当 該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退 職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。 次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算し た額に <u>100 分の 106.25</u> を乗じて得た額の総額</p>
---	---

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25 を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		

18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>				18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>395,000</u>	<u>447,400</u>
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>				19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>396,700</u>	<u>448,700</u>
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>				20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>398,300</u>	<u>449,900</u>
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>				21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>400,000</u>	<u>451,100</u>
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>				22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>401,400</u>	<u>451,900</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>				23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>402,800</u>	<u>452,700</u>
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>				24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,500</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>				25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	<u>454,100</u>
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>				26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	<u>454,700</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>				27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	<u>455,300</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>				28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	<u>455,900</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>				29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	<u>456,600</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>				30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>				31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>				32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>				33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>				34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>				35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>				36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>				37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>				38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>				39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>				40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>				41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>				42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>				43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>				44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>

45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>				45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>					46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>					47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>					48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>					49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>					50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>					51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>					52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>					53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>					54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>	
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>					55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>	
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>					56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>					57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>	
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>					58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>	
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>					59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>	
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>					60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>	
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>					61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>	
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>					62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>	
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>					63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>					64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>					65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>	
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>					66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>	
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>					67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>	
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>					68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>					69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>	
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>					70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>	

71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>					71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>			
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>					72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>			
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>					73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>			
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>						74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>				
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>						75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>				
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>						76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>				
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>						77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>				
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>						78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>				
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>						79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>				
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>						80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>				
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>						81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>				
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>						82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>				
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>						83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>				
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>						84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>				
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>						85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>				
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>	<u>386,600</u>							86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>	<u>397,000</u>					
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>	<u>387,000</u>							87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>	<u>397,400</u>					
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>	<u>387,400</u>							88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>	<u>397,800</u>					
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>	<u>387,700</u>							89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>	<u>398,100</u>					
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>								90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>						
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>								91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>						
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>								92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>						
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>								93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>						
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>								94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>						
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>								95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>						
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>								96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>						

97	<u>300,300</u>	<u>349,800</u>								97	<u>308,900</u>	<u>359,400</u>						
98	<u>300,600</u>	<u>350,200</u>								98	<u>309,200</u>	<u>359,800</u>						
99	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>								99	<u>309,500</u>	<u>360,200</u>						
100	<u>301,400</u>	<u>351,000</u>								100	<u>309,900</u>	<u>360,600</u>						
101	<u>301,600</u>	<u>351,500</u>								101	<u>310,100</u>	<u>361,100</u>						
102	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>								102	<u>310,400</u>	<u>361,500</u>						
103	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>								103	<u>310,700</u>	<u>361,900</u>						
104	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>								104	<u>311,000</u>	<u>362,300</u>						
105	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>								105	<u>311,200</u>	<u>362,800</u>						
106	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>								106	<u>311,500</u>	<u>363,200</u>						
107	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>								107	<u>311,800</u>	<u>363,500</u>						
108	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>								108	<u>312,100</u>	<u>363,800</u>						
109	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>								109	<u>312,300</u>	<u>364,200</u>						
110	<u>304,200</u>									110	<u>312,600</u>							
111	<u>304,600</u>									111	<u>313,000</u>							
112	<u>304,900</u>									112	<u>313,300</u>							
113	<u>305,100</u>									113	<u>313,500</u>							
114	<u>305,300</u>									114	<u>313,700</u>							
115	<u>305,600</u>									115	<u>314,000</u>							
116	<u>306,000</u>									116	<u>314,400</u>							
117	<u>306,200</u>									117	<u>314,600</u>							
118	<u>306,400</u>									118	<u>314,800</u>							
119	<u>306,700</u>									119	<u>315,100</u>							
120	<u>307,000</u>									120	<u>315,400</u>							
121	<u>307,400</u>									121	<u>315,700</u>							
122	<u>307,600</u>									122	<u>315,900</u>							
123	<u>307,900</u>									123	<u>316,200</u>							

	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
任期付職員		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		194,500	230,000	261,600	292,100	306,400	330,200	371,000	411,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	193,700	221,300	348,700
	2	196,000	223,700	350,200
	3	198,300	226,100	351,700
	4	200,600	228,500	353,200
	5	202,800	230,900	354,600
	6	205,100	233,300	356,000
	7	207,400	235,700	357,400
	8	209,700	238,100	358,800
	9	211,900	240,500	360,200
	10	214,300	242,100	361,500
11	216,500	243,700	362,800	

	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200
任期付職員		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		206,700	242,000	272,600	303,100	317,700	341,800	383,400	424,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	206,700	234,600	361,900
	2	209,100	237,000	363,400
	3	211,400	239,400	364,900
	4	213,800	241,900	366,300
	5	216,000	244,300	367,700
	6	218,400	246,700	369,000
	7	220,700	249,100	370,300
	8	223,100	251,600	371,700
	9	225,300	254,000	373,100
	10	227,700	255,600	374,400
11	229,900	257,200	375,700	

	12	<u>218,700</u>	<u>245,300</u>	<u>364,100</u>			12	<u>232,100</u>	<u>258,800</u>	<u>376,900</u>	
	13	<u>220,900</u>	<u>246,900</u>	<u>365,300</u>			13	<u>234,300</u>	<u>260,400</u>	<u>378,100</u>	
	14	<u>223,200</u>	<u>248,400</u>	<u>366,600</u>			14	<u>236,600</u>	<u>261,800</u>	<u>379,400</u>	
	15	<u>225,400</u>	<u>249,800</u>	<u>367,800</u>			15	<u>238,800</u>	<u>263,200</u>	<u>380,600</u>	
	16	<u>227,600</u>	<u>251,200</u>	<u>369,000</u>			16	<u>241,000</u>	<u>264,600</u>	<u>381,800</u>	
	17	<u>229,900</u>	<u>252,600</u>	<u>370,200</u>			17	<u>243,300</u>	<u>266,000</u>	<u>382,800</u>	
	18	<u>232,000</u>	<u>253,800</u>	<u>371,400</u>			18	<u>245,400</u>	<u>267,200</u>	<u>384,000</u>	
	19	<u>234,100</u>	<u>255,000</u>	<u>372,600</u>			19	<u>247,500</u>	<u>268,400</u>	<u>385,200</u>	
	20	<u>236,200</u>	<u>256,200</u>	<u>373,700</u>			20	<u>249,600</u>	<u>269,600</u>	<u>386,300</u>	
	21	<u>238,300</u>	<u>257,600</u>	<u>374,800</u>			21	<u>251,700</u>	<u>270,900</u>	<u>387,300</u>	
	22	<u>240,200</u>	<u>258,800</u>	<u>376,000</u>			22	<u>253,600</u>	<u>272,000</u>	<u>388,500</u>	
	23	<u>241,900</u>	<u>260,100</u>	<u>377,200</u>			23	<u>255,300</u>	<u>273,100</u>	<u>389,700</u>	
	24	<u>243,500</u>	<u>261,400</u>	<u>378,300</u>			24	<u>256,900</u>	<u>274,300</u>	<u>390,800</u>	
	25	<u>245,200</u>	<u>262,700</u>	<u>379,400</u>			25	<u>258,600</u>	<u>275,600</u>	<u>391,800</u>	
	26	<u>246,400</u>	<u>264,500</u>	<u>380,600</u>			26	<u>259,800</u>	<u>277,200</u>	<u>393,000</u>	
	27	<u>247,700</u>	<u>266,300</u>	<u>381,800</u>			27	<u>261,100</u>	<u>278,900</u>	<u>394,100</u>	
	28	<u>249,000</u>	<u>268,100</u>	<u>382,900</u>			28	<u>262,300</u>	<u>280,600</u>	<u>395,200</u>	
	29	<u>250,200</u>	<u>269,800</u>	<u>384,000</u>			29	<u>263,500</u>	<u>282,300</u>	<u>396,300</u>	
	30	<u>251,200</u>	<u>272,000</u>	<u>385,200</u>			30	<u>264,500</u>	<u>284,300</u>	<u>397,500</u>	
	31	<u>252,300</u>	<u>274,200</u>	<u>386,400</u>			31	<u>265,600</u>	<u>286,500</u>	<u>398,700</u>	
	32	<u>253,400</u>	<u>276,400</u>	<u>387,500</u>			32	<u>266,700</u>	<u>288,700</u>	<u>399,800</u>	
	33	<u>254,600</u>	<u>278,600</u>	<u>388,600</u>			33	<u>267,900</u>	<u>290,900</u>	<u>400,800</u>	
	34	<u>255,900</u>	<u>280,800</u>	<u>389,800</u>			34	<u>269,000</u>	<u>293,100</u>	<u>401,900</u>	
	35	<u>257,100</u>	<u>283,000</u>	<u>391,000</u>			35	<u>270,100</u>	<u>295,300</u>	<u>403,100</u>	
	36	<u>258,300</u>	<u>285,100</u>	<u>392,200</u>			36	<u>271,100</u>	<u>297,400</u>	<u>404,300</u>	

	37	<u>259,400</u>	<u>287,100</u>	<u>393,400</u>			37	<u>272,200</u>	<u>299,400</u>	<u>405,500</u>
	38	<u>260,600</u>	<u>289,000</u>	<u>394,700</u>			38	<u>273,100</u>	<u>301,300</u>	<u>406,800</u>
	39	<u>261,800</u>	<u>290,900</u>	<u>395,900</u>			39	<u>274,100</u>	<u>303,200</u>	<u>407,900</u>
	40	<u>263,000</u>	<u>292,700</u>	<u>397,100</u>			40	<u>275,200</u>	<u>305,000</u>	<u>409,100</u>
	41	<u>264,300</u>	<u>294,400</u>	<u>398,300</u>			41	<u>276,500</u>	<u>306,700</u>	<u>410,200</u>
	42	<u>265,500</u>	<u>296,300</u>	<u>399,600</u>			42	<u>277,400</u>	<u>308,600</u>	<u>411,500</u>
	43	<u>266,700</u>	<u>298,100</u>	<u>400,600</u>			43	<u>278,400</u>	<u>310,400</u>	<u>412,500</u>
	44	<u>267,900</u>	<u>299,800</u>	<u>401,700</u>			44	<u>279,500</u>	<u>312,100</u>	<u>413,600</u>
	45	<u>269,200</u>	<u>301,400</u>	<u>402,900</u>			45	<u>280,800</u>	<u>313,700</u>	<u>414,800</u>
	46	<u>270,400</u>	<u>303,200</u>	<u>404,100</u>			46	<u>282,000</u>	<u>315,500</u>	<u>416,000</u>
	47	<u>271,700</u>	<u>304,900</u>	<u>405,300</u>			47	<u>283,400</u>	<u>317,200</u>	<u>417,200</u>
	48	<u>272,900</u>	<u>306,500</u>	<u>406,500</u>			48	<u>284,600</u>	<u>318,800</u>	<u>418,400</u>
	49	<u>274,100</u>	<u>308,000</u>	<u>407,600</u>			49	<u>285,700</u>	<u>320,300</u>	<u>419,500</u>
	50	<u>275,000</u>	<u>309,700</u>	<u>408,600</u>			50	<u>286,600</u>	<u>322,000</u>	<u>420,500</u>
	51	<u>275,900</u>	<u>311,500</u>	<u>409,900</u>			51	<u>287,500</u>	<u>323,800</u>	<u>421,800</u>
	52	<u>276,900</u>	<u>313,200</u>	<u>411,100</u>			52	<u>288,500</u>	<u>325,500</u>	<u>423,000</u>
	53	<u>277,500</u>	<u>314,400</u>	<u>412,300</u>			53	<u>289,000</u>	<u>326,700</u>	<u>424,200</u>
	54	<u>278,400</u>	<u>316,300</u>	<u>413,400</u>			54	<u>289,900</u>	<u>328,600</u>	<u>425,300</u>
	55	<u>279,100</u>	<u>318,100</u>	<u>414,500</u>			55	<u>290,600</u>	<u>330,400</u>	<u>426,400</u>
	56	<u>280,100</u>	<u>319,800</u>	<u>415,600</u>			56	<u>291,600</u>	<u>332,100</u>	<u>427,500</u>
	57	<u>280,700</u>	<u>321,400</u>	<u>416,600</u>			57	<u>292,200</u>	<u>333,600</u>	<u>428,500</u>
	58	<u>281,600</u>	<u>323,300</u>	<u>417,800</u>			58	<u>293,100</u>	<u>335,500</u>	<u>429,700</u>
	59	<u>282,600</u>	<u>325,000</u>	<u>419,000</u>			59	<u>293,900</u>	<u>337,200</u>	<u>430,900</u>
	60	<u>283,600</u>	<u>326,700</u>	<u>420,200</u>			60	<u>294,900</u>	<u>338,900</u>	<u>432,100</u>

	61	<u>284,100</u>	<u>328,400</u>	<u>420,800</u>			61	<u>295,400</u>	<u>340,600</u>	<u>432,700</u>	
	62	<u>285,100</u>	<u>330,200</u>	<u>421,600</u>			62	<u>296,400</u>	<u>342,300</u>	<u>433,500</u>	
	63	<u>286,100</u>	<u>332,000</u>	<u>422,300</u>			63	<u>297,400</u>	<u>344,000</u>	<u>434,200</u>	
	64	<u>286,900</u>	<u>333,700</u>	<u>422,800</u>			64	<u>298,100</u>	<u>345,700</u>	<u>434,700</u>	
	65	<u>287,400</u>	<u>335,400</u>	<u>423,100</u>			65	<u>298,600</u>	<u>347,400</u>	<u>435,000</u>	
	66	<u>288,100</u>	<u>336,700</u>	<u>423,400</u>			66	<u>299,300</u>	<u>348,700</u>	<u>435,300</u>	
	67	<u>288,900</u>	<u>338,000</u>	<u>423,800</u>			67	<u>300,100</u>	<u>350,000</u>	<u>435,700</u>	
	68	<u>289,700</u>	<u>339,300</u>	<u>424,200</u>			68	<u>300,800</u>	<u>351,300</u>	<u>436,100</u>	
	69	<u>290,500</u>	<u>340,800</u>	<u>424,500</u>			69	<u>301,600</u>	<u>352,800</u>	<u>436,400</u>	
	70	<u>291,300</u>	<u>342,300</u>	<u>424,900</u>			70	<u>302,400</u>	<u>354,300</u>	<u>436,800</u>	
	71	<u>292,000</u>	<u>343,800</u>	<u>425,200</u>			71	<u>303,000</u>	<u>355,800</u>	<u>437,100</u>	
	72	<u>292,700</u>	<u>345,300</u>	<u>425,500</u>			72	<u>303,600</u>	<u>357,300</u>	<u>437,400</u>	
	73	<u>293,500</u>	<u>346,700</u>	<u>425,800</u>			73	<u>304,400</u>	<u>358,600</u>	<u>437,700</u>	
	74	<u>294,300</u>	<u>348,200</u>	<u>426,200</u>			74	<u>305,100</u>	<u>360,100</u>	<u>438,000</u>	
	75	<u>294,900</u>	<u>349,700</u>	<u>426,500</u>			75	<u>305,600</u>	<u>361,600</u>	<u>438,300</u>	
	76	<u>295,600</u>	<u>351,200</u>	<u>426,800</u>			76	<u>306,300</u>	<u>363,000</u>	<u>438,600</u>	
	77	<u>296,100</u>	<u>352,600</u>	<u>427,100</u>			77	<u>306,800</u>	<u>364,400</u>	<u>438,800</u>	
	78	<u>296,900</u>	<u>354,100</u>	<u>427,400</u>			78	<u>307,500</u>	<u>365,900</u>	<u>439,100</u>	
	79	<u>297,600</u>	<u>355,600</u>	<u>427,700</u>			79	<u>308,200</u>	<u>367,400</u>	<u>439,400</u>	
	80	<u>298,200</u>	<u>357,100</u>	<u>427,900</u>			80	<u>308,700</u>	<u>368,900</u>	<u>439,600</u>	
	81	<u>298,800</u>	<u>358,500</u>	<u>428,100</u>			81	<u>309,300</u>	<u>370,200</u>	<u>439,800</u>	
	82	<u>299,600</u>	<u>359,800</u>	<u>428,400</u>			82	<u>310,000</u>	<u>371,500</u>	<u>440,100</u>	
	83	<u>300,200</u>	<u>361,100</u>	<u>428,700</u>			83	<u>310,600</u>	<u>372,800</u>	<u>440,400</u>	
	84	<u>300,800</u>	<u>362,300</u>	<u>428,900</u>			84	<u>311,200</u>	<u>374,000</u>	<u>440,600</u>	
	85	<u>301,400</u>	<u>363,500</u>	<u>429,100</u>			85	<u>311,700</u>	<u>375,200</u>	<u>440,800</u>	

	86	<u>302,100</u>	<u>364,700</u>	<u>429,400</u>			86	<u>312,300</u>	<u>376,400</u>	<u>441,100</u>
	87	<u>302,700</u>	<u>365,900</u>	<u>429,700</u>			87	<u>312,900</u>	<u>377,500</u>	<u>441,400</u>
	88	<u>303,200</u>	<u>367,000</u>	<u>429,900</u>			88	<u>313,400</u>	<u>378,600</u>	<u>441,600</u>
	89	<u>303,700</u>	<u>368,100</u>	<u>430,100</u>			89	<u>313,800</u>	<u>379,600</u>	<u>441,800</u>
	90	<u>304,300</u>	<u>369,200</u>				90	<u>314,300</u>	<u>380,700</u>	
	91	<u>304,800</u>	<u>370,300</u>				91	<u>314,800</u>	<u>381,800</u>	
	92	<u>305,200</u>	<u>371,400</u>				92	<u>315,200</u>	<u>382,900</u>	
	93	<u>305,600</u>	<u>372,500</u>				93	<u>315,600</u>	<u>384,000</u>	
	94	<u>306,200</u>	<u>373,700</u>				94	<u>316,100</u>	<u>385,100</u>	
	95	<u>306,700</u>	<u>374,800</u>				95	<u>316,500</u>	<u>386,100</u>	
	96	<u>307,200</u>	<u>375,900</u>				96	<u>317,000</u>	<u>387,200</u>	
	97	<u>307,500</u>	<u>376,900</u>				97	<u>317,300</u>	<u>388,200</u>	
	98	<u>308,100</u>	<u>377,900</u>				98	<u>317,900</u>	<u>389,200</u>	
	99	<u>308,600</u>	<u>378,800</u>				99	<u>318,400</u>	<u>390,100</u>	
	100	<u>309,000</u>	<u>379,700</u>				100	<u>318,800</u>	<u>391,000</u>	
	101	<u>309,400</u>	<u>380,500</u>				101	<u>319,100</u>	<u>391,800</u>	
	102	<u>309,900</u>	<u>381,500</u>				102	<u>319,500</u>	<u>392,800</u>	
	103	<u>310,400</u>	<u>382,400</u>				103	<u>319,900</u>	<u>393,600</u>	
	104	<u>310,900</u>	<u>383,300</u>				104	<u>320,400</u>	<u>394,500</u>	
	105	<u>311,300</u>	<u>384,100</u>				105	<u>320,800</u>	<u>395,300</u>	
	106	<u>311,700</u>	<u>385,000</u>				106	<u>321,100</u>	<u>396,200</u>	
	107	<u>312,100</u>	<u>385,900</u>				107	<u>321,400</u>	<u>397,100</u>	
	108	<u>312,400</u>	<u>386,800</u>				108	<u>321,700</u>	<u>398,000</u>	
	109	<u>312,600</u>	<u>387,600</u>				109	<u>321,900</u>	<u>398,800</u>	
	110	<u>312,900</u>	<u>388,600</u>				110	<u>322,200</u>	<u>399,800</u>	

	111	<u>313,200</u>	<u>389,500</u>				111	<u>322,500</u>	<u>400,700</u>		
	112	<u>313,500</u>	<u>390,400</u>				112	<u>322,800</u>	<u>401,600</u>		
	113	<u>313,700</u>	<u>391,000</u>				113	<u>323,000</u>	<u>402,200</u>		
	114	<u>313,900</u>	<u>391,900</u>				114	<u>323,200</u>	<u>403,100</u>		
	115	<u>314,200</u>	<u>392,800</u>				115	<u>323,500</u>	<u>404,000</u>		
	116	<u>314,500</u>	<u>393,700</u>				116	<u>323,800</u>	<u>404,900</u>		
	117	<u>314,700</u>	<u>394,500</u>				117	<u>324,000</u>	<u>405,700</u>		
	118	<u>314,900</u>	<u>395,200</u>				118	<u>324,200</u>	<u>406,400</u>		
	119	<u>315,100</u>	<u>396,000</u>				119	<u>324,400</u>	<u>407,200</u>		
	120	<u>315,400</u>	<u>396,800</u>				120	<u>324,700</u>	<u>408,000</u>		
	121	<u>315,700</u>	<u>397,400</u>				121	<u>325,000</u>	<u>408,600</u>		
	122	<u>315,900</u>	<u>398,100</u>				122	<u>325,200</u>	<u>409,300</u>		
	123	<u>316,200</u>	<u>398,800</u>				123	<u>325,500</u>	<u>410,000</u>		
	124	<u>316,500</u>	<u>399,400</u>				124	<u>325,800</u>	<u>410,600</u>		
	125	<u>316,700</u>	<u>400,000</u>				125	<u>326,000</u>	<u>411,200</u>		
	126	<u>316,900</u>	<u>400,700</u>				126	<u>326,200</u>	<u>411,900</u>		
	127	<u>317,100</u>	<u>401,200</u>				127	<u>326,400</u>	<u>412,400</u>		
	128	<u>317,400</u>	<u>401,800</u>				128	<u>326,700</u>	<u>413,000</u>		
	129	<u>317,700</u>	<u>402,400</u>				129	<u>327,000</u>	<u>413,600</u>		
	130	<u>317,900</u>	<u>403,000</u>				130	<u>327,200</u>	<u>414,200</u>		
	131	<u>318,100</u>	<u>403,500</u>				131	<u>327,400</u>	<u>414,700</u>		
	132	<u>318,400</u>	<u>404,000</u>				132	<u>327,700</u>	<u>415,200</u>		
	133	<u>318,600</u>	<u>404,300</u>				133	<u>327,900</u>	<u>415,500</u>		
	134		<u>404,600</u>				134		<u>415,800</u>		
	135		<u>404,900</u>				135		<u>416,000</u>		

	136	<u>405,200</u>			136	<u>416,300</u>
	137	<u>405,500</u>			137	<u>416,600</u>
	138	<u>405,800</u>			138	<u>416,900</u>
	139	<u>406,100</u>			139	<u>417,200</u>
	140	<u>406,400</u>			140	<u>417,500</u>
	141	<u>406,700</u>			141	<u>417,800</u>
	142	<u>407,000</u>			142	<u>418,100</u>
	143	<u>407,300</u>			143	<u>418,400</u>
	144	<u>407,600</u>			144	<u>418,700</u>
	145	<u>407,800</u>			145	<u>418,900</u>
	146	<u>408,100</u>			146	<u>419,200</u>
	147	<u>408,400</u>			147	<u>419,500</u>
	148	<u>408,600</u>			148	<u>419,700</u>
	149	<u>408,800</u>			149	<u>419,900</u>
	150	<u>409,100</u>			150	<u>420,200</u>
	151	<u>409,400</u>			151	<u>420,500</u>
	152	<u>409,600</u>			152	<u>420,700</u>
	153	<u>409,800</u>			153	<u>420,900</u>
	154	<u>410,100</u>			154	<u>421,200</u>
	155	<u>410,400</u>			155	<u>421,500</u>
	156	<u>410,600</u>			156	<u>421,700</u>
	157	<u>410,800</u>			157	<u>421,900</u>
	158	<u>411,100</u>			158	<u>422,200</u>
	159	<u>411,400</u>			159	<u>422,500</u>
	160	<u>411,600</u>			160	<u>422,700</u>

	161		411,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		232,000	279,200	330,000
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		234,100	252,600	331,700

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	390,100	455,100	549,800
	2	392,800	457,100	555,900
	3	395,400	459,000	561,200
	4	397,900	460,900	566,100
	5	400,300	462,300	570,500
	6	403,000	464,100	574,800
	7	405,600	465,900	578,400
	8	408,100	467,700	581,400
	9	410,500	469,500	583,900
	10	412,700	471,300	586,200
11	414,800	473,100		

	161		422,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		240,800	289,100	341,600
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
		247,500	266,000	344,900

備考 この表は、認定こども園等に勤務する園長、係長、主査、副園長、主任保育士、主任保育教諭、保育士及び保育教諭に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円
	1	405,600	470,300	566,200
	2	408,300	472,300	572,300
	3	410,900	474,200	577,400
	4	413,300	476,100	582,100
	5	415,600	477,500	586,400
	6	418,300	479,200	590,700
	7	420,900	481,000	594,100
	8	423,300	482,800	597,000
	9	425,600	484,600	599,500
	10	427,800	486,300	601,800
11	429,800	488,100		

	12	<u>416,900</u>	<u>474,900</u>				12	<u>431,900</u>	<u>489,900</u>		
	13	<u>419,000</u>	<u>476,700</u>				13	<u>434,000</u>	<u>491,700</u>		
	14	<u>420,500</u>	<u>478,500</u>				14	<u>435,500</u>	<u>493,400</u>		
	15	<u>422,000</u>	<u>480,300</u>				15	<u>437,000</u>	<u>495,200</u>		
	16	<u>423,500</u>	<u>482,100</u>				16	<u>438,500</u>	<u>497,000</u>		
	17	<u>424,900</u>	<u>483,900</u>				17	<u>439,900</u>	<u>498,800</u>		
	18	<u>426,400</u>	<u>485,800</u>				18	<u>441,300</u>	<u>500,700</u>		
	19	<u>427,900</u>	<u>487,700</u>				19	<u>442,800</u>	<u>502,600</u>		
	20	<u>429,300</u>	<u>489,600</u>				20	<u>444,200</u>	<u>504,500</u>		
	21	<u>430,700</u>	<u>491,500</u>				21	<u>445,500</u>	<u>506,400</u>		
	22	<u>432,200</u>	<u>493,200</u>				22	<u>447,000</u>	<u>508,100</u>		
	23	<u>433,700</u>	<u>495,000</u>				23	<u>448,400</u>	<u>509,900</u>		
	24	<u>435,100</u>	<u>496,800</u>				24	<u>449,800</u>	<u>511,700</u>		
	25	<u>436,500</u>	<u>498,400</u>				25	<u>451,100</u>	<u>513,300</u>		
	26	<u>438,000</u>	<u>500,200</u>				26	<u>452,600</u>	<u>515,100</u>		
	27	<u>439,500</u>	<u>502,000</u>				27	<u>454,000</u>	<u>516,900</u>		
	28	<u>440,900</u>	<u>503,600</u>				28	<u>455,400</u>	<u>518,400</u>		
	29	<u>442,300</u>	<u>505,000</u>				29	<u>456,800</u>	<u>519,800</u>		
	30	<u>443,700</u>	<u>506,700</u>				30	<u>458,200</u>	<u>521,500</u>		
	31	<u>445,100</u>	<u>508,500</u>				31	<u>459,500</u>	<u>523,300</u>		
	32	<u>446,500</u>	<u>510,200</u>				32	<u>460,900</u>	<u>525,000</u>		
	33	<u>447,900</u>	<u>511,700</u>				33	<u>462,300</u>	<u>526,500</u>		
	34	<u>449,300</u>	<u>513,000</u>				34	<u>463,600</u>	<u>527,800</u>		
	35	<u>450,700</u>	<u>514,300</u>				35	<u>465,000</u>	<u>529,100</u>		
	36	<u>452,100</u>	<u>515,600</u>				36	<u>466,400</u>	<u>530,400</u>		

		37	<u>453,500</u>	<u>516,600</u>				37	<u>467,700</u>	<u>531,400</u>		
		38	<u>454,900</u>	<u>517,900</u>				38	<u>469,100</u>	<u>532,700</u>		
		39	<u>456,300</u>	<u>519,200</u>				39	<u>470,400</u>	<u>534,000</u>		
		40	<u>457,700</u>	<u>520,500</u>				40	<u>471,800</u>	<u>535,300</u>		
		41	<u>459,100</u>	<u>521,500</u>				41	<u>473,200</u>	<u>536,300</u>		
		42	<u>460,800</u>	<u>522,300</u>				42	<u>474,900</u>	<u>537,100</u>		
		43	<u>462,400</u>	<u>523,100</u>				43	<u>476,500</u>	<u>537,900</u>		
		44	<u>464,000</u>	<u>523,900</u>				44	<u>478,000</u>	<u>538,700</u>		
		45	<u>465,600</u>	<u>524,800</u>				45	<u>479,600</u>	<u>539,600</u>		
		46	<u>466,800</u>	<u>525,600</u>				46	<u>480,800</u>	<u>540,400</u>		
		47	<u>468,000</u>	<u>526,400</u>				47	<u>481,900</u>	<u>541,200</u>		
		48	<u>469,100</u>	<u>527,100</u>				48	<u>483,000</u>	<u>541,900</u>		
		49	<u>470,100</u>	<u>527,900</u>				49	<u>484,000</u>	<u>542,700</u>		
		50	<u>471,100</u>	<u>528,700</u>				50	<u>484,900</u>	<u>543,500</u>		
		51	<u>472,000</u>	<u>529,400</u>				51	<u>485,800</u>	<u>544,200</u>		
		52	<u>472,800</u>	<u>530,300</u>				52	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>		
		53	<u>473,500</u>	<u>531,200</u>				53	<u>487,300</u>	<u>546,000</u>		
		54	<u>474,200</u>	<u>532,000</u>				54	<u>488,000</u>	<u>546,800</u>		
		55	<u>474,900</u>	<u>532,900</u>				55	<u>488,700</u>	<u>547,700</u>		
		56	<u>475,500</u>	<u>533,800</u>				56	<u>489,300</u>	<u>548,600</u>		
		57	<u>476,200</u>	<u>534,600</u>				57	<u>489,900</u>	<u>549,400</u>		
		58	<u>476,900</u>	<u>535,500</u>				58	<u>490,600</u>	<u>550,200</u>		
		59	<u>477,500</u>	<u>536,400</u>				59	<u>491,200</u>	<u>551,000</u>		
		60	<u>478,100</u>	<u>537,100</u>				60	<u>491,800</u>	<u>551,700</u>		

	61	<u>478,400</u>	<u>537,900</u>				61	<u>492,100</u>	<u>552,500</u>		
	62	<u>479,000</u>	<u>538,800</u>				62	<u>492,700</u>	<u>553,400</u>		
	63	<u>479,700</u>	<u>539,700</u>				63	<u>493,300</u>	<u>554,300</u>		
	64	<u>480,400</u>	<u>540,600</u>				64	<u>494,000</u>	<u>555,200</u>		
	65	<u>480,800</u>	<u>541,400</u>				65	<u>494,400</u>	<u>556,000</u>		
	66	<u>481,400</u>	<u>542,300</u>				66	<u>495,000</u>	<u>556,900</u>		
	67	<u>482,100</u>	<u>543,200</u>				67	<u>495,700</u>	<u>557,800</u>		
	68	<u>482,800</u>	<u>544,100</u>				68	<u>496,400</u>	<u>558,700</u>		
	69	<u>483,200</u>	<u>544,900</u>				69	<u>496,800</u>	<u>559,500</u>		
	70	<u>483,800</u>	<u>545,800</u>				70	<u>497,400</u>	<u>560,400</u>		
	71	<u>484,400</u>	<u>546,700</u>				71	<u>498,000</u>	<u>561,300</u>		
	72	<u>484,900</u>	<u>547,600</u>				72	<u>498,500</u>	<u>562,200</u>		
	73	<u>485,400</u>	<u>548,400</u>				73	<u>499,000</u>	<u>563,000</u>		
	74	<u>485,900</u>					74	<u>499,500</u>			
	75	<u>486,400</u>					75	<u>500,000</u>			
	76	<u>486,900</u>					76	<u>500,500</u>			
	77	<u>487,300</u>					77	<u>500,900</u>			
	78	<u>487,800</u>					78	<u>501,400</u>			
	79	<u>488,200</u>					79	<u>501,800</u>			
	80	<u>488,700</u>					80	<u>502,200</u>			
	81	<u>489,200</u>					81	<u>502,700</u>			
	82	<u>489,800</u>					82	<u>503,300</u>			
	83	<u>490,400</u>					83	<u>503,800</u>			
	84	<u>490,800</u>					84	<u>504,200</u>			
	85	<u>491,300</u>					85	<u>504,700</u>			

	86	<u>491,900</u>		
	87	<u>492,500</u>		
	88	<u>493,000</u>		
	89	<u>493,500</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>344,400</u>	円 <u>399,500</u>	円 <u>473,300</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>372,500</u>	円 <u>410,000</u>	円 <u>506,800</u>

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外		円	円	円	円	円
	1	<u>188,600</u>	<u>227,400</u>	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>315,000</u>
	2	<u>190,700</u>	<u>228,700</u>	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>
	3	<u>192,800</u>	<u>230,000</u>	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>
	4	<u>194,900</u>	<u>231,300</u>	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>
	5	<u>196,900</u>	<u>232,500</u>	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>
	6	<u>198,900</u>	<u>233,600</u>	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>
	7	<u>200,900</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>
8	<u>202,700</u>	<u>235,600</u>	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>	

	86	<u>505,300</u>		
	87	<u>505,900</u>		
	88	<u>506,400</u>		
	89	<u>506,900</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>356,500</u>	円 <u>412,800</u>	円 <u>488,500</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>387,800</u>	円 <u>425,200</u>	円 <u>523,200</u>

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外		円	円	円	円	円
	1	<u>201,000</u>	<u>239,800</u>	<u>274,400</u>	<u>293,300</u>	<u>326,300</u>
	2	<u>203,100</u>	<u>241,100</u>	<u>275,200</u>	<u>294,100</u>	<u>327,700</u>
	3	<u>205,200</u>	<u>242,400</u>	<u>275,900</u>	<u>294,800</u>	<u>329,100</u>
	4	<u>207,300</u>	<u>243,700</u>	<u>276,700</u>	<u>295,500</u>	<u>330,500</u>
	5	<u>209,300</u>	<u>244,900</u>	<u>277,500</u>	<u>296,200</u>	<u>331,900</u>
	6	<u>211,300</u>	<u>246,000</u>	<u>278,300</u>	<u>296,900</u>	<u>333,500</u>
	7	<u>213,300</u>	<u>247,000</u>	<u>279,100</u>	<u>297,600</u>	<u>335,000</u>
8	<u>215,100</u>	<u>247,900</u>	<u>279,800</u>	<u>298,300</u>	<u>336,500</u>	

の職員	9	<u>204,500</u>	<u>236,700</u>	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>	の職員	9	<u>216,900</u>	<u>249,000</u>	<u>280,500</u>	<u>299,100</u>	<u>337,900</u>
	10	<u>206,400</u>	<u>237,900</u>	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>		10	<u>218,800</u>	<u>250,100</u>	<u>281,300</u>	<u>299,800</u>	<u>339,500</u>
	11	<u>208,300</u>	<u>239,200</u>	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>		11	<u>220,700</u>	<u>251,200</u>	<u>282,100</u>	<u>300,600</u>	<u>341,000</u>
	12	<u>210,400</u>	<u>240,500</u>	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>		12	<u>222,800</u>	<u>252,400</u>	<u>282,900</u>	<u>301,200</u>	<u>342,500</u>
	13	<u>212,100</u>	<u>241,800</u>	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>		13	<u>224,500</u>	<u>253,600</u>	<u>283,700</u>	<u>301,800</u>	<u>343,900</u>
	14	<u>214,100</u>	<u>243,100</u>	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>334,400</u>		14	<u>226,500</u>	<u>254,800</u>	<u>284,500</u>	<u>302,900</u>	<u>345,500</u>
	15	<u>216,300</u>	<u>244,400</u>	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>		15	<u>228,700</u>	<u>256,000</u>	<u>285,200</u>	<u>304,000</u>	<u>347,000</u>
	16	<u>218,400</u>	<u>245,600</u>	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>		16	<u>230,800</u>	<u>257,100</u>	<u>286,000</u>	<u>305,200</u>	<u>348,500</u>
	17	<u>220,500</u>	<u>246,800</u>	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>338,900</u>		17	<u>232,900</u>	<u>258,100</u>	<u>286,800</u>	<u>306,300</u>	<u>350,000</u>
	18	<u>221,600</u>	<u>248,000</u>	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,500</u>		18	<u>234,000</u>	<u>259,100</u>	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>351,600</u>
	19	<u>222,700</u>	<u>249,200</u>	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,100</u>		19	<u>235,000</u>	<u>260,200</u>	<u>288,400</u>	<u>308,600</u>	<u>353,200</u>
	20	<u>223,800</u>	<u>250,400</u>	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,600</u>		20	<u>236,100</u>	<u>261,200</u>	<u>289,100</u>	<u>309,800</u>	<u>354,700</u>
	21	<u>224,900</u>	<u>251,500</u>	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>		21	<u>237,200</u>	<u>262,300</u>	<u>289,900</u>	<u>311,000</u>	<u>356,000</u>
	22	<u>225,800</u>	<u>252,400</u>	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>346,400</u>		22	<u>238,000</u>	<u>263,200</u>	<u>290,800</u>	<u>312,200</u>	<u>357,500</u>
	23	<u>226,700</u>	<u>253,200</u>	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>347,900</u>		23	<u>238,900</u>	<u>264,000</u>	<u>291,700</u>	<u>313,400</u>	<u>359,000</u>
	24	<u>227,600</u>	<u>254,000</u>	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>349,400</u>		24	<u>239,700</u>	<u>264,800</u>	<u>292,400</u>	<u>314,500</u>	<u>360,500</u>
	25	<u>228,500</u>	<u>254,800</u>	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>350,900</u>		25	<u>240,600</u>	<u>265,600</u>	<u>293,100</u>	<u>315,700</u>	<u>361,900</u>
	26	<u>229,400</u>	<u>255,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>352,400</u>		26	<u>241,500</u>	<u>266,400</u>	<u>294,000</u>	<u>316,900</u>	<u>363,400</u>
	27	<u>230,300</u>	<u>256,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>353,900</u>		27	<u>242,400</u>	<u>267,200</u>	<u>294,900</u>	<u>318,000</u>	<u>364,900</u>
	28	<u>231,200</u>	<u>257,200</u>	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>355,300</u>		28	<u>243,300</u>	<u>268,000</u>	<u>295,600</u>	<u>319,200</u>	<u>366,300</u>
	29	<u>232,100</u>	<u>258,000</u>	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>356,700</u>		29	<u>244,100</u>	<u>268,700</u>	<u>296,400</u>	<u>320,400</u>	<u>367,700</u>
	30	<u>233,000</u>	<u>258,800</u>	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>358,300</u>		30	<u>244,900</u>	<u>269,500</u>	<u>297,400</u>	<u>321,600</u>	<u>369,300</u>
	31	<u>233,900</u>	<u>259,600</u>	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>359,800</u>		31	<u>245,600</u>	<u>270,300</u>	<u>298,300</u>	<u>322,800</u>	<u>370,700</u>
	32	<u>234,800</u>	<u>260,400</u>	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>361,300</u>		32	<u>246,400</u>	<u>271,100</u>	<u>299,300</u>	<u>324,000</u>	<u>372,200</u>
	33	<u>235,600</u>	<u>261,200</u>	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>362,500</u>		33	<u>247,100</u>	<u>271,900</u>	<u>300,300</u>	<u>325,100</u>	<u>373,400</u>

34	<u>236,400</u>	<u>262,000</u>	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>363,600</u>	34	<u>247,700</u>	<u>272,700</u>	<u>301,400</u>	<u>326,200</u>	<u>374,500</u>
35	<u>237,200</u>	<u>262,700</u>	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>364,800</u>	35	<u>248,400</u>	<u>273,300</u>	<u>302,400</u>	<u>327,400</u>	<u>375,700</u>
36	<u>238,000</u>	<u>263,500</u>	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>365,900</u>	36	<u>249,100</u>	<u>274,100</u>	<u>303,300</u>	<u>328,600</u>	<u>376,800</u>
37	<u>238,800</u>	<u>264,400</u>	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>366,900</u>	37	<u>249,800</u>	<u>275,000</u>	<u>304,300</u>	<u>329,800</u>	<u>377,800</u>
38	<u>239,600</u>	<u>265,200</u>	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>367,700</u>	38	<u>250,400</u>	<u>275,800</u>	<u>305,300</u>	<u>331,000</u>	<u>378,600</u>
39	<u>240,400</u>	<u>266,000</u>	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>368,700</u>	39	<u>251,000</u>	<u>276,600</u>	<u>306,300</u>	<u>332,300</u>	<u>379,500</u>
40	<u>241,200</u>	<u>266,800</u>	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>369,800</u>	40	<u>251,600</u>	<u>277,300</u>	<u>307,300</u>	<u>333,500</u>	<u>380,600</u>
41	<u>241,800</u>	<u>267,600</u>	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>370,800</u>	41	<u>252,200</u>	<u>278,000</u>	<u>308,200</u>	<u>334,400</u>	<u>381,600</u>
42	<u>242,400</u>	<u>268,400</u>	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>371,800</u>	42	<u>252,800</u>	<u>278,800</u>	<u>309,400</u>	<u>335,600</u>	<u>382,600</u>
43	<u>243,000</u>	<u>269,200</u>	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>372,800</u>	43	<u>253,400</u>	<u>279,600</u>	<u>310,500</u>	<u>336,800</u>	<u>383,600</u>
44	<u>243,500</u>	<u>270,000</u>	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>373,700</u>	44	<u>253,900</u>	<u>280,300</u>	<u>311,600</u>	<u>338,000</u>	<u>384,500</u>
45	<u>244,000</u>	<u>270,700</u>	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>374,500</u>	45	<u>254,300</u>	<u>281,000</u>	<u>312,600</u>	<u>338,900</u>	<u>385,300</u>
46	<u>244,600</u>	<u>271,500</u>	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>375,300</u>	46	<u>254,900</u>	<u>281,800</u>	<u>313,700</u>	<u>339,900</u>	<u>386,100</u>
47	<u>245,100</u>	<u>272,300</u>	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>376,200</u>	47	<u>255,300</u>	<u>282,600</u>	<u>314,800</u>	<u>340,900</u>	<u>387,000</u>
48	<u>245,500</u>	<u>273,100</u>	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>377,000</u>	48	<u>255,700</u>	<u>283,300</u>	<u>315,800</u>	<u>341,800</u>	<u>387,800</u>
49	<u>245,900</u>	<u>273,800</u>	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>377,500</u>	49	<u>256,100</u>	<u>284,000</u>	<u>316,900</u>	<u>342,700</u>	<u>388,300</u>
50	<u>246,400</u>	<u>274,600</u>	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>378,300</u>	50	<u>256,600</u>	<u>284,700</u>	<u>317,900</u>	<u>343,600</u>	<u>389,100</u>
51	<u>246,900</u>	<u>275,300</u>	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>379,100</u>	51	<u>257,100</u>	<u>285,300</u>	<u>319,000</u>	<u>344,600</u>	<u>389,900</u>
52	<u>247,400</u>	<u>276,000</u>	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>379,900</u>	52	<u>257,600</u>	<u>286,000</u>	<u>320,100</u>	<u>345,500</u>	<u>390,700</u>
53	<u>247,700</u>	<u>276,700</u>	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>380,300</u>	53	<u>257,900</u>	<u>286,700</u>	<u>321,100</u>	<u>346,000</u>	<u>391,100</u>
54	<u>248,000</u>	<u>277,400</u>	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>	54	<u>258,200</u>	<u>287,300</u>	<u>322,100</u>	<u>346,900</u>	<u>391,800</u>
55	<u>248,300</u>	<u>278,100</u>	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>381,700</u>	55	<u>258,500</u>	<u>288,000</u>	<u>323,100</u>	<u>347,600</u>	<u>392,500</u>
56	<u>248,600</u>	<u>278,800</u>	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>382,300</u>	56	<u>258,800</u>	<u>288,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,500</u>	<u>393,100</u>
57	<u>248,900</u>	<u>279,500</u>	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>382,700</u>	57	<u>259,100</u>	<u>289,300</u>	<u>325,000</u>	<u>349,200</u>	<u>393,500</u>
58	<u>249,200</u>	<u>280,200</u>	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>383,200</u>	58	<u>259,400</u>	<u>290,000</u>	<u>326,000</u>	<u>349,500</u>	<u>394,000</u>

59	<u>249,500</u>	<u>280,900</u>	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>383,800</u>	59	<u>259,700</u>	<u>290,700</u>	<u>327,000</u>	<u>349,900</u>	<u>394,600</u>
60	<u>249,800</u>	<u>281,500</u>	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>384,400</u>	60	<u>260,000</u>	<u>291,300</u>	<u>327,900</u>	<u>350,500</u>	<u>395,200</u>
61	<u>250,100</u>	<u>282,100</u>	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>384,800</u>	61	<u>260,300</u>	<u>291,800</u>	<u>328,800</u>	<u>351,100</u>	<u>395,600</u>
62	<u>250,400</u>	<u>282,800</u>	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>385,300</u>	62	<u>260,600</u>	<u>292,400</u>	<u>329,500</u>	<u>351,800</u>	<u>396,100</u>
63	<u>250,700</u>	<u>283,500</u>	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>385,800</u>	63	<u>260,900</u>	<u>293,100</u>	<u>330,200</u>	<u>352,500</u>	<u>396,600</u>
64	<u>251,000</u>	<u>284,100</u>	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>386,300</u>	64	<u>261,200</u>	<u>293,700</u>	<u>330,800</u>	<u>353,100</u>	<u>397,100</u>
65	<u>251,300</u>	<u>284,700</u>	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>386,900</u>	65	<u>261,500</u>	<u>294,200</u>	<u>331,400</u>	<u>353,800</u>	<u>397,700</u>
66	<u>251,600</u>	<u>285,400</u>	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,400</u>	66	<u>261,800</u>	<u>294,800</u>	<u>332,100</u>	<u>354,300</u>	<u>398,200</u>
67	<u>251,900</u>	<u>286,100</u>	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>388,000</u>	67	<u>262,100</u>	<u>295,500</u>	<u>332,700</u>	<u>354,900</u>	<u>398,800</u>
68	<u>252,200</u>	<u>286,700</u>	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>388,600</u>	68	<u>262,400</u>	<u>296,100</u>	<u>333,300</u>	<u>355,500</u>	<u>399,400</u>
69	<u>252,500</u>	<u>287,300</u>	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>389,100</u>	69	<u>262,700</u>	<u>296,700</u>	<u>333,900</u>	<u>355,800</u>	<u>399,900</u>
70	<u>252,800</u>	<u>288,000</u>	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,600</u>	70	<u>263,000</u>	<u>297,300</u>	<u>334,100</u>	<u>356,300</u>	<u>400,400</u>
71	<u>253,100</u>	<u>288,700</u>	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>390,100</u>	71	<u>263,300</u>	<u>297,900</u>	<u>334,500</u>	<u>356,700</u>	<u>400,800</u>
72	<u>253,300</u>	<u>289,300</u>	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>390,600</u>	72	<u>263,500</u>	<u>298,500</u>	<u>335,000</u>	<u>357,200</u>	<u>401,200</u>
73	<u>253,500</u>	<u>289,900</u>	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>390,900</u>	73	<u>263,700</u>	<u>299,100</u>	<u>335,600</u>	<u>357,700</u>	<u>401,500</u>
74	<u>253,800</u>	<u>290,400</u>	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>391,400</u>	74	<u>264,000</u>	<u>299,600</u>	<u>336,100</u>	<u>358,200</u>	<u>402,000</u>
75	<u>254,100</u>	<u>290,800</u>	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>391,800</u>	75	<u>264,300</u>	<u>300,000</u>	<u>336,600</u>	<u>358,700</u>	<u>402,400</u>
76	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>392,200</u>	76	<u>264,500</u>	<u>300,400</u>	<u>337,000</u>	<u>359,100</u>	<u>402,800</u>
77	<u>254,500</u>	<u>291,600</u>	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>392,600</u>	77	<u>264,700</u>	<u>300,700</u>	<u>337,600</u>	<u>359,400</u>	<u>403,200</u>
78	<u>254,800</u>	<u>291,900</u>	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>		78	<u>265,000</u>	<u>301,000</u>	<u>338,100</u>	<u>359,700</u>	
79	<u>255,100</u>	<u>292,200</u>	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>		79	<u>265,300</u>	<u>301,200</u>	<u>338,500</u>	<u>359,900</u>	
80	<u>255,300</u>	<u>292,500</u>	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>		80	<u>265,500</u>	<u>301,500</u>	<u>339,000</u>	<u>360,200</u>	
81	<u>255,500</u>	<u>292,800</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>		81	<u>265,700</u>	<u>301,800</u>	<u>339,500</u>	<u>360,700</u>	
82	<u>255,800</u>	<u>293,100</u>	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>		82	<u>266,000</u>	<u>302,000</u>	<u>339,800</u>	<u>361,000</u>	
83	<u>256,100</u>	<u>293,400</u>	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>		83	<u>266,300</u>	<u>302,300</u>	<u>340,000</u>	<u>361,300</u>	

84	<u>256,300</u>	<u>293,700</u>	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>			84	<u>266,500</u>	<u>302,600</u>	<u>340,300</u>	<u>361,600</u>
85	<u>256,500</u>	<u>293,900</u>	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>			85	<u>266,700</u>	<u>302,800</u>	<u>340,700</u>	<u>362,000</u>
86		<u>294,100</u>	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>			86		<u>303,000</u>	<u>341,100</u>	<u>362,300</u>
87		<u>294,300</u>	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>			87		<u>303,200</u>	<u>341,400</u>	<u>362,600</u>
88		<u>294,500</u>	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>			88		<u>303,400</u>	<u>341,700</u>	<u>362,900</u>
89		<u>294,900</u>	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>			89		<u>303,800</u>	<u>342,000</u>	<u>363,300</u>
90		<u>295,100</u>	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>			90		<u>304,000</u>	<u>342,200</u>	<u>363,600</u>
91		<u>295,300</u>	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>			91		<u>304,200</u>	<u>342,600</u>	<u>363,800</u>
92		<u>295,500</u>	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>			92		<u>304,400</u>	<u>342,900</u>	<u>364,100</u>
93		<u>295,900</u>	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>			93		<u>304,800</u>	<u>343,100</u>	<u>364,400</u>
94		<u>296,100</u>	<u>334,000</u>				94		<u>305,000</u>	<u>343,400</u>	
95		<u>296,300</u>	<u>334,300</u>				95		<u>305,200</u>	<u>343,700</u>	
96		<u>296,600</u>	<u>334,600</u>				96		<u>305,500</u>	<u>343,900</u>	
97		<u>296,900</u>	<u>334,800</u>				97		<u>305,800</u>	<u>344,100</u>	
98		<u>297,100</u>	<u>335,100</u>				98		<u>306,000</u>	<u>344,400</u>	
99		<u>297,300</u>	<u>335,400</u>				99		<u>306,200</u>	<u>344,700</u>	
100		<u>297,600</u>	<u>335,600</u>				100		<u>306,500</u>	<u>344,900</u>	
101		<u>297,900</u>	<u>335,800</u>				101		<u>306,800</u>	<u>345,100</u>	
102		<u>298,100</u>	<u>336,000</u>				102		<u>307,000</u>	<u>345,300</u>	
103		<u>298,300</u>	<u>336,400</u>				103		<u>307,200</u>	<u>345,700</u>	
104		<u>298,600</u>	<u>336,600</u>				104		<u>307,500</u>	<u>345,900</u>	
105		<u>298,900</u>	<u>336,800</u>				105		<u>307,800</u>	<u>346,100</u>	
106			<u>337,200</u>				106			<u>346,400</u>	
107			<u>337,600</u>				107			<u>346,800</u>	
108			<u>338,000</u>				108			<u>347,200</u>	

	109			<u>338,200</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>193,000</u>	円 <u>219,600</u>	円 <u>248,100</u>	円 <u>261,700</u>	円 <u>287,300</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>216,300</u>	円 <u>232,500</u>	円 <u>255,500</u>	円 <u>269,000</u>	円 <u>299,200</u>

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外		円	円	円	円	円
	1	<u>207,700</u>	<u>240,600</u>	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>319,300</u>
	2	<u>209,600</u>	<u>242,800</u>	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>320,300</u>
	3	<u>211,400</u>	<u>245,000</u>	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>
	4	<u>213,100</u>	<u>247,200</u>	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>322,300</u>
	5	<u>214,800</u>	<u>249,400</u>	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>323,300</u>
	6	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>324,500</u>
	7	<u>218,500</u>	<u>251,300</u>	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>325,700</u>
8	<u>220,200</u>	<u>252,200</u>	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>326,900</u>	

	109			<u>347,400</u>		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 <u>201,300</u>	円 <u>227,900</u>	円 <u>257,300</u>	円 <u>271,300</u>	円 <u>297,800</u>
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 <u>228,700</u>	円 <u>244,900</u>	円 <u>266,900</u>	円 <u>280,500</u>	円 <u>310,500</u>

備考 この表は、薬剤師、検査技師、放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外		円	円	円	円	円
	1	<u>221,700</u>	<u>254,700</u>	<u>293,900</u>	<u>307,300</u>	<u>330,800</u>
	2	<u>223,600</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>307,800</u>	<u>331,800</u>
	3	<u>225,400</u>	<u>259,000</u>	<u>294,900</u>	<u>308,300</u>	<u>332,800</u>
	4	<u>227,100</u>	<u>261,200</u>	<u>295,400</u>	<u>308,800</u>	<u>333,700</u>
	5	<u>228,800</u>	<u>263,400</u>	<u>295,800</u>	<u>309,300</u>	<u>334,700</u>
	6	<u>230,700</u>	<u>264,400</u>	<u>296,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,900</u>
	7	<u>232,500</u>	<u>265,200</u>	<u>296,800</u>	<u>310,400</u>	<u>337,100</u>
8	<u>234,200</u>	<u>266,100</u>	<u>297,200</u>	<u>310,800</u>	<u>338,300</u>	

の職員	9	<u>221,900</u>	<u>253,100</u>	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>328,000</u>	の職員	9	<u>235,900</u>	<u>266,900</u>	<u>297,600</u>	<u>311,300</u>	<u>339,200</u>
	10	<u>223,900</u>	<u>254,300</u>	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>329,200</u>		10	<u>237,800</u>	<u>268,000</u>	<u>298,100</u>	<u>311,800</u>	<u>340,400</u>
	11	<u>225,800</u>	<u>255,400</u>	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>		11	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>298,600</u>	<u>312,400</u>	<u>341,500</u>
	12	<u>227,700</u>	<u>256,300</u>	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>		12	<u>241,600</u>	<u>270,000</u>	<u>299,100</u>	<u>312,900</u>	<u>342,600</u>
	13	<u>229,600</u>	<u>257,100</u>	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>332,500</u>		13	<u>243,400</u>	<u>270,800</u>	<u>299,500</u>	<u>313,300</u>	<u>343,600</u>
	14	<u>231,600</u>	<u>257,800</u>	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>333,700</u>		14	<u>245,400</u>	<u>271,500</u>	<u>300,000</u>	<u>313,900</u>	<u>344,700</u>
	15	<u>233,600</u>	<u>258,500</u>	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>334,800</u>		15	<u>247,400</u>	<u>272,200</u>	<u>300,400</u>	<u>314,600</u>	<u>345,800</u>
	16	<u>235,600</u>	<u>259,400</u>	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>335,900</u>		16	<u>249,400</u>	<u>273,000</u>	<u>300,900</u>	<u>315,200</u>	<u>346,900</u>
	17	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>		17	<u>251,400</u>	<u>274,100</u>	<u>301,400</u>	<u>315,800</u>	<u>348,000</u>
	18	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>		18	<u>253,400</u>	<u>275,000</u>	<u>301,800</u>	<u>316,700</u>	<u>349,100</u>
	19	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>		19	<u>255,500</u>	<u>275,900</u>	<u>302,300</u>	<u>317,500</u>	<u>350,200</u>
	20	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>		20	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>302,700</u>	<u>318,400</u>	<u>351,300</u>
	21	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>		21	<u>259,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>319,200</u>	<u>352,400</u>
	22	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>		22	<u>260,600</u>	<u>278,800</u>	<u>303,600</u>	<u>320,100</u>	<u>353,600</u>
	23	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>		23	<u>261,700</u>	<u>279,700</u>	<u>304,100</u>	<u>321,000</u>	<u>354,700</u>
	24	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>		24	<u>262,800</u>	<u>280,700</u>	<u>304,500</u>	<u>321,800</u>	<u>355,800</u>
	25	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>		25	<u>263,900</u>	<u>281,500</u>	<u>305,000</u>	<u>322,600</u>	<u>356,800</u>
	26	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>		26	<u>264,700</u>	<u>282,400</u>	<u>305,600</u>	<u>323,400</u>	<u>358,100</u>
	27	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>		27	<u>265,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,300</u>	<u>324,300</u>	<u>359,400</u>
	28	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>		28	<u>266,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,000</u>	<u>325,200</u>	<u>360,700</u>
	29	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>351,100</u>		29	<u>267,200</u>	<u>285,200</u>	<u>307,700</u>	<u>325,900</u>	<u>361,900</u>
	30	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>		30	<u>267,900</u>	<u>285,900</u>	<u>308,400</u>	<u>327,000</u>	<u>363,400</u>
	31	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>		31	<u>268,600</u>	<u>286,600</u>	<u>309,100</u>	<u>328,100</u>	<u>364,900</u>
	32	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>		32	<u>269,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,900</u>	<u>329,100</u>	<u>366,400</u>
	33	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>		33	<u>270,100</u>	<u>287,900</u>	<u>310,600</u>	<u>330,200</u>	<u>367,600</u>

34	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>	34	<u>270,700</u>	<u>288,500</u>	<u>311,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,100</u>
35	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>	35	<u>271,300</u>	<u>289,000</u>	<u>312,100</u>	<u>332,300</u>	<u>370,500</u>
36	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>	36	<u>271,800</u>	<u>289,400</u>	<u>312,800</u>	<u>333,400</u>	<u>371,900</u>
37	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>	37	<u>272,400</u>	<u>289,800</u>	<u>313,500</u>	<u>334,500</u>	<u>373,300</u>
38	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>363,500</u>	38	<u>273,100</u>	<u>290,400</u>	<u>314,300</u>	<u>335,600</u>	<u>374,300</u>
39	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>364,900</u>	39	<u>273,800</u>	<u>290,900</u>	<u>315,100</u>	<u>336,700</u>	<u>375,700</u>
40	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>366,200</u>	40	<u>274,500</u>	<u>291,300</u>	<u>315,900</u>	<u>337,800</u>	<u>377,000</u>
41	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>367,500</u>	41	<u>275,200</u>	<u>291,700</u>	<u>316,500</u>	<u>338,600</u>	<u>378,300</u>
42	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>368,900</u>	42	<u>275,800</u>	<u>292,200</u>	<u>317,400</u>	<u>339,700</u>	<u>379,700</u>
43	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>370,200</u>	43	<u>276,500</u>	<u>292,600</u>	<u>318,400</u>	<u>340,800</u>	<u>381,000</u>
44	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>371,500</u>	44	<u>277,100</u>	<u>293,100</u>	<u>319,300</u>	<u>341,800</u>	<u>382,300</u>
45	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>373,000</u>	45	<u>277,900</u>	<u>293,600</u>	<u>320,100</u>	<u>342,700</u>	<u>383,800</u>
46	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>374,200</u>	46	<u>278,600</u>	<u>294,000</u>	<u>321,100</u>	<u>343,600</u>	<u>385,000</u>
47	<u>267,800</u>	<u>283,300</u>	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,300</u>	47	<u>279,300</u>	<u>294,500</u>	<u>322,100</u>	<u>344,600</u>	<u>386,100</u>
48	<u>268,400</u>	<u>283,800</u>	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>376,500</u>	48	<u>279,900</u>	<u>294,900</u>	<u>323,000</u>	<u>345,600</u>	<u>387,300</u>
49	<u>269,000</u>	<u>284,300</u>	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>377,600</u>	49	<u>280,400</u>	<u>295,400</u>	<u>323,900</u>	<u>346,800</u>	<u>388,400</u>
50	<u>269,500</u>	<u>284,800</u>	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>378,500</u>	50	<u>280,900</u>	<u>295,800</u>	<u>324,800</u>	<u>348,100</u>	<u>389,300</u>
51	<u>270,000</u>	<u>285,300</u>	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>379,500</u>	51	<u>281,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,800</u>	<u>349,300</u>	<u>390,300</u>
52	<u>270,400</u>	<u>285,800</u>	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>380,400</u>	52	<u>281,700</u>	<u>296,800</u>	<u>326,800</u>	<u>350,500</u>	<u>391,200</u>
53	<u>270,800</u>	<u>286,300</u>	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>381,000</u>	53	<u>282,000</u>	<u>297,200</u>	<u>327,600</u>	<u>351,400</u>	<u>391,800</u>
54	<u>271,300</u>	<u>286,800</u>	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>381,800</u>	54	<u>282,500</u>	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>352,600</u>	<u>392,600</u>
55	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>382,600</u>	55	<u>282,900</u>	<u>298,100</u>	<u>329,500</u>	<u>353,700</u>	<u>393,400</u>
56	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,400</u>	56	<u>283,300</u>	<u>298,500</u>	<u>330,400</u>	<u>355,000</u>	<u>394,200</u>
57	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,100</u>	57	<u>283,700</u>	<u>299,000</u>	<u>331,300</u>	<u>356,000</u>	<u>394,900</u>
58	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>384,800</u>	58	<u>284,100</u>	<u>299,700</u>	<u>332,200</u>	<u>356,900</u>	<u>395,600</u>

59	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>385,500</u>	59	<u>284,400</u>	<u>300,400</u>	<u>333,200</u>	<u>358,000</u>	<u>396,300</u>
60	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>386,100</u>	60	<u>284,700</u>	<u>301,100</u>	<u>334,100</u>	<u>359,200</u>	<u>396,900</u>
61	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>386,700</u>	61	<u>285,100</u>	<u>301,800</u>	<u>335,000</u>	<u>360,300</u>	<u>397,500</u>
62	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>387,300</u>	62	<u>285,500</u>	<u>302,700</u>	<u>336,100</u>	<u>361,500</u>	<u>398,100</u>
63	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>388,000</u>	63	<u>285,900</u>	<u>303,600</u>	<u>337,300</u>	<u>362,700</u>	<u>398,800</u>
64	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>388,600</u>	64	<u>286,200</u>	<u>304,300</u>	<u>338,500</u>	<u>363,700</u>	<u>399,400</u>
65	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>389,300</u>	65	<u>286,500</u>	<u>305,000</u>	<u>339,200</u>	<u>364,700</u>	<u>400,100</u>
66	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>389,800</u>	66	<u>286,900</u>	<u>305,900</u>	<u>340,300</u>	<u>365,700</u>	<u>400,600</u>
67	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>390,400</u>	67	<u>287,300</u>	<u>306,700</u>	<u>341,400</u>	<u>366,800</u>	<u>401,200</u>
68	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>390,900</u>	68	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>342,300</u>	<u>367,900</u>	<u>401,700</u>
69	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>391,300</u>	69	<u>288,000</u>	<u>308,200</u>	<u>343,400</u>	<u>368,700</u>	<u>402,100</u>
70	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>391,900</u>	70	<u>288,500</u>	<u>309,100</u>	<u>344,100</u>	<u>369,800</u>	<u>402,700</u>
71	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>392,400</u>	71	<u>288,900</u>	<u>310,000</u>	<u>345,200</u>	<u>370,900</u>	<u>403,100</u>
72	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>392,700</u>	72	<u>289,200</u>	<u>310,800</u>	<u>346,300</u>	<u>371,900</u>	<u>403,400</u>
73	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>393,000</u>	73	<u>289,600</u>	<u>311,700</u>	<u>347,400</u>	<u>372,600</u>	<u>403,700</u>
74	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>393,500</u>	74	<u>290,100</u>	<u>312,500</u>	<u>348,600</u>	<u>373,400</u>	<u>404,200</u>
75	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>393,900</u>	75	<u>290,600</u>	<u>313,400</u>	<u>349,700</u>	<u>374,200</u>	<u>404,600</u>
76	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>394,200</u>	76	<u>291,100</u>	<u>314,300</u>	<u>350,800</u>	<u>374,900</u>	<u>404,900</u>
77	<u>281,400</u>	<u>305,100</u>	<u>342,000</u>	<u>365,200</u>	<u>394,500</u>	77	<u>291,600</u>	<u>315,100</u>	<u>351,900</u>	<u>375,500</u>	<u>405,200</u>
78	<u>282,000</u>	<u>306,100</u>	<u>343,100</u>	<u>365,700</u>	<u>395,000</u>	78	<u>292,100</u>	<u>316,000</u>	<u>353,000</u>	<u>376,000</u>	<u>405,700</u>
79	<u>282,600</u>	<u>307,100</u>	<u>344,100</u>	<u>366,200</u>	<u>395,500</u>	79	<u>292,700</u>	<u>317,000</u>	<u>354,000</u>	<u>376,500</u>	<u>406,200</u>
80	<u>283,100</u>	<u>308,000</u>	<u>345,200</u>	<u>366,700</u>	<u>395,900</u>	80	<u>293,100</u>	<u>317,900</u>	<u>355,100</u>	<u>377,000</u>	<u>406,600</u>
81	<u>283,600</u>	<u>308,500</u>	<u>346,100</u>	<u>367,300</u>	<u>396,200</u>	81	<u>293,600</u>	<u>318,400</u>	<u>356,000</u>	<u>377,600</u>	<u>406,900</u>
82	<u>284,100</u>	<u>309,400</u>	<u>347,100</u>	<u>367,800</u>	<u>396,600</u>	82	<u>294,000</u>	<u>319,200</u>	<u>357,000</u>	<u>378,100</u>	<u>407,300</u>
83	<u>284,600</u>	<u>310,300</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>397,100</u>	83	<u>294,500</u>	<u>320,100</u>	<u>357,900</u>	<u>378,600</u>	<u>407,800</u>

84	<u>285,100</u>	<u>311,100</u>	<u>349,000</u>	<u>368,800</u>	<u>397,500</u>	84	<u>295,000</u>	<u>320,900</u>	<u>358,900</u>	<u>379,100</u>	<u>408,200</u>
85	<u>285,600</u>	<u>311,900</u>	<u>349,900</u>	<u>369,200</u>	<u>397,900</u>	85	<u>295,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,800</u>	<u>379,500</u>	<u>408,600</u>
86	<u>286,100</u>	<u>312,900</u>	<u>350,700</u>	<u>369,600</u>		86	<u>295,800</u>	<u>322,600</u>	<u>360,600</u>	<u>379,900</u>	
87	<u>286,600</u>	<u>313,900</u>	<u>351,500</u>	<u>370,200</u>		87	<u>296,300</u>	<u>323,600</u>	<u>361,400</u>	<u>380,500</u>	
88	<u>287,100</u>	<u>314,900</u>	<u>352,300</u>	<u>370,700</u>		88	<u>296,800</u>	<u>324,600</u>	<u>362,200</u>	<u>381,000</u>	
89	<u>287,600</u>	<u>315,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,000</u>		89	<u>297,200</u>	<u>325,500</u>	<u>362,800</u>	<u>381,300</u>	
90	<u>288,100</u>	<u>316,900</u>	<u>353,500</u>	<u>371,500</u>		90	<u>297,700</u>	<u>326,500</u>	<u>363,400</u>	<u>381,800</u>	
91	<u>288,600</u>	<u>317,900</u>	<u>354,100</u>	<u>371,900</u>		91	<u>298,200</u>	<u>327,500</u>	<u>364,000</u>	<u>382,100</u>	
92	<u>289,100</u>	<u>318,900</u>	<u>354,700</u>	<u>372,200</u>		92	<u>298,700</u>	<u>328,500</u>	<u>364,600</u>	<u>382,400</u>	
93	<u>289,600</u>	<u>319,700</u>	<u>355,100</u>	<u>372,800</u>		93	<u>299,200</u>	<u>329,300</u>	<u>365,000</u>	<u>383,000</u>	
94	<u>290,200</u>	<u>320,400</u>	<u>355,500</u>	<u>373,300</u>		94	<u>299,600</u>	<u>330,000</u>	<u>365,400</u>	<u>383,500</u>	
95	<u>290,800</u>	<u>321,100</u>	<u>356,000</u>	<u>373,800</u>		95	<u>300,100</u>	<u>330,700</u>	<u>365,900</u>	<u>384,000</u>	
96	<u>291,400</u>	<u>321,700</u>	<u>356,400</u>	<u>374,300</u>		96	<u>300,700</u>	<u>331,300</u>	<u>366,300</u>	<u>384,500</u>	
97	<u>292,000</u>	<u>322,200</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>		97	<u>301,300</u>	<u>331,800</u>	<u>366,800</u>	<u>385,100</u>	
98	<u>292,500</u>	<u>322,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,400</u>		98	<u>301,800</u>	<u>332,100</u>	<u>367,200</u>	<u>385,600</u>	
99	<u>293,000</u>	<u>323,100</u>	<u>357,800</u>	<u>375,900</u>		99	<u>302,300</u>	<u>332,600</u>	<u>367,700</u>	<u>386,100</u>	
100	<u>293,500</u>	<u>323,700</u>	<u>358,200</u>	<u>376,300</u>		100	<u>302,800</u>	<u>333,200</u>	<u>368,100</u>	<u>386,500</u>	
101	<u>294,000</u>	<u>324,100</u>	<u>358,500</u>	<u>376,900</u>		101	<u>303,200</u>	<u>333,600</u>	<u>368,400</u>	<u>387,100</u>	
102	<u>294,500</u>	<u>324,700</u>	<u>359,000</u>	<u>377,400</u>		102	<u>303,700</u>	<u>334,100</u>	<u>368,900</u>	<u>387,600</u>	
103	<u>295,000</u>	<u>325,300</u>	<u>359,400</u>	<u>377,900</u>		103	<u>304,100</u>	<u>334,700</u>	<u>369,200</u>	<u>388,100</u>	
104	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>		104	<u>304,500</u>	<u>335,200</u>	<u>369,500</u>	<u>388,600</u>	
105	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>		105	<u>304,900</u>	<u>335,600</u>	<u>369,900</u>	<u>389,200</u>	
106	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>		106	<u>305,300</u>	<u>336,100</u>	<u>370,400</u>	<u>389,600</u>	
107	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>		107	<u>305,700</u>	<u>336,600</u>	<u>370,900</u>	<u>390,100</u>	
108	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>		108	<u>306,000</u>	<u>337,100</u>	<u>371,400</u>	<u>390,600</u>	

	109	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>				109	<u>306,200</u>	<u>337,500</u>	<u>371,900</u>	<u>391,200</u>
	110	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>362,600</u>					110	<u>306,500</u>	<u>337,800</u>	<u>372,400</u>	
	111	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>363,100</u>					111	<u>306,700</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>	
	112	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>363,500</u>					112	<u>307,000</u>	<u>338,400</u>	<u>373,300</u>	
	113	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>363,900</u>					113	<u>307,300</u>	<u>338,700</u>	<u>373,700</u>	
	114	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>						114	<u>307,500</u>	<u>339,100</u>		
	115	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>						115	<u>307,800</u>	<u>339,400</u>		
	116	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>						116	<u>308,000</u>	<u>339,700</u>		
	117	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>						117	<u>308,300</u>	<u>339,900</u>		
	118	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>						118	<u>308,500</u>	<u>340,200</u>		
	119	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>						119	<u>308,800</u>	<u>340,500</u>		
	120	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>						120	<u>309,100</u>	<u>340,700</u>		
	121	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>						121	<u>309,400</u>	<u>340,900</u>		
	122	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>						122	<u>309,700</u>	<u>341,200</u>		
	123	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>						123	<u>310,000</u>	<u>341,500</u>		
	124	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>						124	<u>310,300</u>	<u>341,800</u>		
	125	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>						125	<u>310,500</u>	<u>342,000</u>		
	126	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>						126	<u>310,700</u>	<u>342,300</u>		
	127	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>						127	<u>311,000</u>	<u>342,600</u>		
	128	<u>302,700</u>	<u>333,600</u>						128	<u>311,400</u>	<u>342,800</u>		
	129	<u>302,900</u>	<u>333,800</u>						129	<u>311,600</u>	<u>343,000</u>		
	130	<u>303,200</u>	<u>334,000</u>						130	<u>311,900</u>	<u>343,200</u>		
	131	<u>303,600</u>	<u>334,400</u>						131	<u>312,200</u>	<u>343,500</u>		
	132	<u>304,000</u>	<u>334,600</u>						132	<u>312,600</u>	<u>343,700</u>		

133	<u>304,200</u>	<u>334,900</u>					133	<u>312,800</u>	<u>344,000</u>			
134	<u>304,500</u>	<u>335,300</u>					134	<u>313,100</u>	<u>344,400</u>			
135	<u>304,800</u>	<u>335,700</u>					135	<u>313,400</u>	<u>344,800</u>			
136	<u>305,100</u>	<u>336,100</u>					136	<u>313,700</u>	<u>345,200</u>			
137	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>					137	<u>313,900</u>	<u>345,500</u>			
138	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>					138	<u>314,200</u>	<u>345,900</u>			
139	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>					139	<u>314,500</u>	<u>346,300</u>			
140	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>					140	<u>314,800</u>	<u>346,700</u>			
141	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>					141	<u>315,000</u>	<u>347,000</u>			
142	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>					142	<u>315,300</u>	<u>347,400</u>			
143	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>					143	<u>315,700</u>	<u>347,700</u>			
144	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>					144	<u>316,000</u>	<u>348,100</u>			
145	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>					145	<u>316,200</u>	<u>348,400</u>			
146	<u>307,900</u>						146	<u>316,400</u>				
147	<u>308,200</u>						147	<u>316,700</u>				
148	<u>308,600</u>						148	<u>317,000</u>				
149	<u>308,800</u>						149	<u>317,200</u>				
150	<u>309,000</u>						150	<u>317,400</u>				
151	<u>309,300</u>						151	<u>317,700</u>				
152	<u>309,600</u>						152	<u>318,000</u>				
153	<u>310,000</u>						153	<u>318,400</u>				
154	<u>310,200</u>						154	<u>318,600</u>				
155	<u>310,400</u>						155	<u>318,800</u>				
156	<u>310,700</u>						156	<u>319,100</u>				
157	<u>311,000</u>						157	<u>319,400</u>				

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円 221,900	円 253,100	円 274,700	円 284,800	円 306,900

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5の2（第4条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
8級	部長又は参事の職務

イ～オ 略

別表第5の3（第12条関係）

片道の使用距離	通勤手当の月額
	円
4 km 未満	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,170
6 km 以上 8 km 未満	5,230
8 km 以上 10km 未満	6,290
10km 以上 12km 未満	7,340

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100
任期付職員	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円 235,900	円 266,900	円 286,800	円 296,900	円 318,400

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5の2（第4条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
8級	参事の職務

イ～オ 略

別表第5の3（第12条関係）

片道の使用距離	通勤手当の月額
	円
4 km 未満	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,240
6 km 以上 8 km 未満	5,270
8 km 以上 10km 未満	6,300
10km 以上 12km 未満	7,340

12km 以上 14km 未滿	8,570	12km 以上 14km 未滿	8,650
14km 以上 16km 未滿	9,800	14km 以上 16km 未滿	9,980
16km 以上 18km 未滿	11,020	16km 以上 18km 未滿	11,310
18km 以上 20km 未滿	12,240	18km 以上 20km 未滿	12,640
20km 以上 22km 未滿	13,460	20km 以上 22km 未滿	13,960
22km 以上 24km 未滿	14,640	22km 以上 24km 未滿	15,240
24km 以上 26km 未滿	15,820	24km 以上 26km 未滿	16,510
26km 以上 28km 未滿	17,000	26km 以上 28km 未滿	17,780
28km 以上 30km 未滿	18,170	28km 以上 30km 未滿	19,050
30km 以上 32km 未滿	19,340	30km 以上 32km 未滿	20,320
32km 以上 34km 未滿	20,430	32km 以上 34km 未滿	21,520
34km 以上 36km 未滿	21,520	34km 以上 36km 未滿	22,720
36km 以上 38km 未滿	22,610	36km 以上 38km 未滿	23,910
38km 以上 40km 未滿	23,700	38km 以上 40km 未滿	25,100
40km 以上 42km 未滿	24,790	40km 以上 42km 未滿	26,290
42km 以上 44km 未滿	25,710	42km 以上 44km 未滿	27,480
44km 以上 46km 未滿	26,640	44km 以上 46km 未滿	28,670
46km 以上 48km 未滿	27,570	46km 以上 48km 未滿	29,860
48km 以上 50km 未滿	28,500	48km 以上 50km 未滿	31,050
50km 以上 52km 未滿	29,430	50km 以上 52km 未滿	32,230
52km 以上 54km 未滿	30,160	52km 以上 54km 未滿	33,540
54km 以上 56km 未滿	30,890	54km 以上 56km 未滿	34,850
56km 以上 58km 未滿	31,630	56km 以上 58km 未滿	36,160

58km 以上 60km 未満	32,370	58km 以上 60km 未満	37,460
60km 以上	33,100	60km 以上 62km 未満	38,760
		62km 以上 64km 未満	40,530
		64km 以上 66km 未満	42,300
		66km 以上 68km 未満	44,070
		68km 以上 70km 未満	45,840
		70km 以上 72km 未満	47,610
		72km 以上 74km 未満	49,000
		74km 以上 76km 未満	50,390
		76km 以上 78km 未満	51,780
		78km 以上 80km 未満	53,160
		80km 以上 82km 未満	54,540
		82km 以上 84km 未満	55,790
		84km 以上 86km 未満	57,040
		86km 以上 88km 未満	58,290
		88km 以上 90km 未満	59,540
		90km 以上 92km 未満	60,790
		92km 以上 94km 未満	62,080
		94km 以上 96km 未満	63,360
		96km 以上 98km 未満	64,640
		98km 以上 100km 未満	65,920
		100km 以上	67,200
別表第 6 (第 13 条関係)		別表第 6 (第 13 条関係)	

(1) 略				(1) 略			
(2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当				(2) 病院事業の職員を対象とする特殊勤務手当			
手当の種類	支給の範囲	支給基準	支給金額	手当の種類	支給の範囲	支給基準	支給金額
略				略			
3 夜間看護手当	看護師、准看護師が正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に看護の業務に従事したとき	1 回	6,500 円	3 夜間看護・介護手当	看護師、准看護師又は介護福祉士が正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に看護又は介護の業務に従事したとき	1 回	6,500 円
略				略			

【第 2 条】鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
(特定任期付職員の給与の特例)		(特定任期付職員の給与の特例)	
第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
<u>1</u>	<u>392,000</u>	<u>1</u>	<u>405,000</u>
<u>2</u>	<u>440,000</u>	<u>2</u>	<u>455,000</u>
<u>3</u>	<u>492,000</u>	<u>3</u>	<u>508,000</u>
<u>4</u>	<u>555,000</u>	<u>4</u>	<u>574,000</u>

5	634,000	5	655,000
<p>2・3 略</p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>		<p>2・3 略</p> <p>(鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の2第1項及び第2項、第19条第3項、第21条第2項並びに第22条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第15条の2第1項中「第19条に規定する職にある職員(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、給与条例第19条第3項中「第1項に規定する職にある職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	

【第3条】鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第1条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第2条、第3</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第1条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第2条、第3</p>

条第1項、第11条、第17条第1項及び第2項、第21条第4項及び第5項、第22条第2項第1号及び第3項並びに第25条第2項から第4項までの改正規定、第2条の規定並びに第3条中鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の改正規定（「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える部分に限る。）及び同条例第5条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

2・3 略

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「（5）
重度心身障害者」とあるのは、
（5） 重度心身障害者
（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 略

条第1項、第11条、第17条第1項及び第2項、第21条第4項及び第5項、第22条第2項第1号及び第3項並びに第25条第2項から第4項までの改正規定、第2条の規定並びに第3条中鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項の改正規定（「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える部分に限る。）及び同条例第5条の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項の規定 令和8年4月1日

2・3 略

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは、
（5） 重度心身障害者
（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円を含む。）」
円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 略

<p>(新設)</p> <p><u>6・7</u> 略</p>	<p><u>(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)</u></p> <p><u>6 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p><u>7・8</u> 略</p>
---------------------------------	---

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの改正規定、第2条中鴨川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定及び第3条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定（給与条例別表第1から別表第5までの改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定及び第2条の規定（任期付職員条例第7条第1項の表の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第2条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第2条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第2条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第6号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市立国保病院の組織の見直しに伴い、職務の級の基準となる職務を定める級別基準職務表について改正を行うため、鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）に係る級別基準職務表の基準となる職務について、変更、追加又は削除を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第5の2（第4条関係）		別表第5の2（第4条関係）	
ア・イ 略		ア・イ 略	
ウ 医療職給料表（一）級別基準職務表		ウ 医療職給料表（一）級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
略		略	
2級	<u>1 院長代理、副院長又は医長の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする医師又は歯科医師の職務</u>	2級	<u>副院長の職務</u>

3級	<u>1 病院長及び医療参事の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする院長代理又は副院長の職務</u>
----	--

エ 医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	<u>1 主任管理栄養士又は主任技師の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする薬剤師又は管理栄養士の職務</u> <u>3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士又は技師の職務</u>
4級	<u>1 主査の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主任技師の職務</u>
5級	<u>1 技師長又は係長の職務</u> <u>2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主査の職務</u>

オ 医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	<u>1 主任保健師、主任看護師又は主任准看護師の職務</u>

3級	<u>病院長及び医療参事の職務</u>
----	---------------------

エ 医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	<u>主任管理栄養士又は主任技師の職務</u>
4級	<u>高度の技術、知識又は経験を必要とする主任管理栄養士又は主任技師の職務</u>
5級	<u>1 技師長、係長又は科長の職務</u> <u>2 主査の職務</u>

オ 医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	
3級	<u>1 主任保健師、主任看護師、副科長又は主任准看護師の職務</u>

	2 略 3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする <u>准看護師の職務</u>		2 略
4級	1 <u>看護師長</u> 又は主査の職務 2 略	4級	1 <u>科長</u> 又は主査の職務 2 略
5級	1 保健師長又は係長の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする <u>看護師長又は主査の職務</u>	5級	1 保健師長、 <u>看護師長</u> 、 <u>局長</u> 又は係長の職務 2 高度の技術、知識又は経験を必要とする主査の職務

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

鴨川市ふるさぽーと基金条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市ふるさぽーと寄附金（以下「寄附金」という。）を活用して実施する事業について第3次鴨川市基本構想に定めるまちづくりの基本方針との整合を図るため、及び鴨川市ふるさぽーと基金の積立額を変更するため、鴨川市ふるさぽーと基金条例（平成21年鴨川市条例第1号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 寄附金を活用して実施する市民福祉の向上及び地域の活性化に資する事業について、次のとおりとする。
 - ア 地域の特色を活かした賑わいと活力あるまちづくりに関する事業
 - イ 魅力あふれる住みやすいまちづくりに関する事業
 - ウ 自然と共生する安心・安全なまちづくりに関する事業
 - エ 夢と学びのまちづくりに関する事業
 - オ 健やかに暮らせる福祉のまちづくりに関する事業
 - カ 健全で効率的な行財政運営を実現するまちづくりに関する事業
- (2) 鴨川市ふるさぽーと基金として積み立てる額について、寄附金の額からふるさと納税制度の運用に要する費用の額を超えない額を控除した額（現行は、寄附金の額）とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

鴨川市ふるさぽーと基金条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第2条 前条に規定する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>快適で暮らしやすい交流拠点のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(2) <u>環境と調和した安心・安全のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(3) <u>活気あふれ人が集う産業のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(4) <u>ともに学び未来を育む教育文化のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(5) <u>一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(6) <u>みんなが主役となる協働・自立のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、寄附金の額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 前条に規定する事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>地域の特色を活かした賑わいと活力あるまちづくりに関する事業</u></p> <p>(2) <u>魅力あふれる住みやすいまちづくりに関する事業</u></p> <p>(3) <u>自然と共生する安心・安全なまちづくりに関する事業</u></p> <p>(4) <u>夢と学びのまちづくりに関する事業</u></p> <p>(5) <u>健やかに暮らせる福祉のまちづくりに関する事業</u></p> <p>(6) <u>健全で効率的な行財政運営を実現するまちづくりに関する事業</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、<u>寄附金の額からふるさと納税制度の運用に要する費用の額を超えない額を控除した額</u>とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

印鑑の登録申請手続の変更を行うため、及び令和 7 年 5 月 28 日に公布された電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）により電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）の一部が改正され、一部が公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、鴨川市印鑑条例（平成 17 年鴨川市条例第 14 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

- (1) 印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）又はその代理人から印鑑の登録申請があった場合に市長が登録申請者本人に対し当該申請の事実について郵送により行う照会に対する回答書の提出期限について、当該照会の日から 1 月以内（現行 14 日以内）とする。
- (2) 法改正に伴う条文の整備を行う。
- (3) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日。ただし、上記 2 の(2)については、改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

鴨川市印鑑条例 新旧対照表

改正前	改正後
(登録申請の確認) 第 4 条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、次の各号のいずれかに <u>該当する場合</u> を除き、本人に対し当該申請の事実について郵送その他適当と認める方法により、文書で照会し回答を求めなければなら	(登録申請の確認) 第 4 条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、 <u>登録申請者が自ら申請した場合であって次の各号のいずれかに該当するとき</u> を除き、本人に対し当該申請の事実について郵送その他適当と認める方法によ

ない。

(1) 登録申請者が自らが申請した場合であって官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で登録申請者本人の写真を貼付したものを提示したとき。

(2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者により、登録申請者が本人に相違ないことを保証する書面の提出があったとき。

2 登録申請者は、前項の規定による照会に対し当該照会の日から 14 日 以内に、市長に回答書を提出し、及び次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1)・(2) 略

3 略

(印鑑登録証明書の申請及び交付)

第 15 条 略

2 略

3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、端末機（本市の電子計算機と電気通信

り、文書で照会し回答を求めなければならない。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で登録申請者本人の写真を貼付したものを提示したとき。

(2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者により 登録申請者が本人に相違ないことを保証する書面の提出があったとき。

2 登録申請者は、前項の規定による照会に対し当該照会の日から 1 月 以内に、市長に回答書を提出し、及び次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1)・(2) 略

3 略

(印鑑登録証明書の申請及び交付)

第 15 条 略

2 略

3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、端末機（本市の電子計算機と電気通信

回線で接続された端末機で自動的に証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

回線で接続された端末機で自動的に証明書等の交付を行う機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第9号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

本市及び勝浦市が設置する公の施設を各市の市民が相互に市民と同額の使用料で利用することにより各市の市民の利便性の向上及び交流の促進並びに施設の利用の促進を図るため、鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第93号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

2 内容

勝浦市に住所を有する者が鴨川市総合運動施設の文化体育館、野球場、ソフトボール場、投手練習場、陸上競技場、サッカー場及び交流棟を利用する場合の使用料の額について、本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。）の使用料の額と同額とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
別表（第8条関係） 1 文化体育館 略 備考 （1）～（5） 略 （6） <u>本市に住所を有しない者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」とい</u>	別表（第8条関係） 1 文化体育館 略 備考 （1）～（5） 略 （6） <u>本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。以下「市民」という。）及</u>

う。)が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。

2 野球場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市外利用者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。

3 ソフトボール場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市外利用者が利用する場合の使用料の額は、上記の額の2倍の額とする。

4 投手練習場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市外利用者が利用する場合の使用料の額は、上記の額の2倍の額とする。

5 陸上競技場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市外利用者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額(個人利用の小中学

び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。

2 野球場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。

3 ソフトボール場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料の額は、上記の額の2倍の額とする。

4 投手練習場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料の額は、上記の額の2倍の額とする。

5 陸上競技場 略

備考

- (1) 略
- (2) 市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の

<p>生にあつては、180円)とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>6 サッカー場 略</p> <p>備考</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>市外利用者が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)</u>の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>7 交流棟 略</p> <p>備考</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市外利用者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)</u>の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>8 仮設売店 略</p>	<p>額の2倍の額(個人利用の小中学生にあつては、180円)とする。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>6 サッカー場 略</p> <p>備考</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)</u>の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>7 交流棟 略</p> <p>備考</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料(附属設備の利用に係る使用料を除く。)</u>の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>8 仮設売店 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 10 号

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

本市及び勝浦市が設置する公の施設を各市の市民が相互に市民と同額の使用料で利用することにより各市の市民の利便性の向上及び交流の促進並びに施設の利用の促進を図るため、鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（令和 3 年鴨川市条例第 24 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

勝浦市に住所を有する者が鴨川市小湊さとうみ学校の交流棟、体育館及びフットサルコートを利用する場合の使用料の額について、本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。）の使用料の額と同額とする。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
別表第 1（第 11 条関係） 1 交流棟 略 備考 （1） 略 （2） <u>本市に住所を有しない者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」という。）</u> が利用する場合の使用料の額は、上記の額の 2 倍の額とす	別表第 1（第 11 条関係） 1 交流棟 略 備考 （1） 略 （2） <u>本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。以下「市民」という。）及び勝浦市に住所を有する者以外の者が利用する場合の使用料の</u>

<p>る。</p> <p>(3) <u>市外利用者</u>が営利又は宣伝を目的としない利用をする場合の談話室の使用料の額は、<u>市外利用者</u>が営利又は宣伝を目的とする利用をする場合の使用料の額の5分の1の額とする。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 体育館 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>市外利用者</u>が利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 フットサルコート 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>市外利用者</u>が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 午前8時30分から午後5時までの間の個人利用(<u>市外利用者以外の者</u>の利用に限る。)は、無料とする。</p> <p>4 附属設備 略</p>	<p>額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(3) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者</u>が営利又は宣伝を目的としない利用をする場合の談話室の使用料の額は、<u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者</u>が営利又は宣伝を目的とする利用をする場合の使用料の額の5分の1の額とする。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 体育館 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者</u>が利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 フットサルコート 略</p> <p>備考</p> <p>(1) <u>市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者</u>が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 午前8時30分から午後5時までの間の個人利用(<u>市民及び勝浦市に住所を有する者</u>の利用に限る。)は、無料とする。</p> <p>4 附属設備 略</p>
---	---

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

1 提案理由

鴨川市青少年研修センターを廃止するため、鴨川市青少年研修センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 88 号）を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市青少年研修センターを廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 12 号

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 6 月 4 日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が同日から施行されたことに伴い、鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 19 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の算定に用いる単価の限度額について、次のとおり改定する。

(1) 選挙運動用ビラの作成（1 枚当たり）

区分	改正前	改正後	引上げ額
印刷費	7 円 73 銭	8 円 38 銭	65 銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成

区分	改正前	改正後	引上げ額
印刷費	541 円 31 銭	586 円 88 銭	45 円 57 銭

【選挙運動用ポスター 1 枚当たりの作成単価の限度額の算定式】

(印刷費×ポスター掲示場数+企画費) ÷ポスター掲示場数

3 施行期日

公布の日

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者</p>

を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 13 号

事業契約の変更契約の締結について（第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業）

1 提案理由

第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設の設計、建設及び運営のための事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 12 条の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 変更内容

契約金額

変更前 一金 82,645,739,000 円（一金 80,947,202,600 円（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後の額））

変更後 一金 90,147,689,900 円（一金 88,298,450,420 円（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後の額））

(2) 変更理由

事業者から日本国内における賃金水準及び物価水準の変動等に基づくサービス対価の変更の請求がされたことによる建設工事費の増額並びに事業者の資金調達のための追加融資に係る諸費用等の増額のため、契約金額の変更を行うもの。

(3) 事業の概要

ア 執行理由

一般廃棄物及び産業廃棄物を将来にわたり安全かつ安定的に適正処理し、並びに財政負担の縮減及び公共サービスの一層の向上を図るため、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町が共同で設置する第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設について、法に基づき設計及び建設を行い、運営する。

イ 契約の相手方

富津市新富 21 番 3

株式会社上総安房クリーンシステム

代表取締役 高島 豪

ウ 変更概要

(単位 円)

	変更前	変更後	差額
①契約金額	82,645,739,000	90,147,689,900	7,501,950,900
②日本製鉄株式会社負担額	1,698,536,400	1,849,239,480	150,703,080
③差引 (①-②)	80,947,202,600	88,298,450,420	7,351,247,820
④交付金の額	14,085,648,700	15,852,356,000	1,766,707,300
⑤自治体の実質負担額 (③-④)	66,861,553,900	72,446,094,420	5,584,540,520

エ 自治体別実質負担額 (令和9年から令和28年度までの20年間)

(単位 千円)

自治体名	負担割合 (%)	変更前	変更後	差額
木更津市	37.91	25,347,215	27,464,314	2,117,099
君津市	18.87	12,616,775	13,670,578	1,053,803
富津市	11.57	7,735,882	8,382,015	646,133
袖ヶ浦市	15.59	10,423,716	11,294,346	870,630
鴨川市	7.98	5,335,552	5,781,198	445,646
南房総市	6.60	4,412,863	4,781,442	368,579
鋸南町	1.48	989,551	1,072,202	82,651
合計	-	66,861,554	72,446,095	5,584,541

※ 負担割合は、令和9年度の全体の年間計画処理量に対する各自治体の年間計画処理量の割合である。

※ 負担額は負担割合に基づき算出した概算額であり、実際の負担額は事業期間中の各年度の計画処理量に基づき算出する。

議案第 14 号

財産の無償譲渡について

1 提案理由

財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び第 237 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 無償譲渡の目的

令和 8 年 2 月 28 日をもって廃止する鴨川市江見老人憩の家について建物及び工作物等を無償で譲渡することにより、本市の観光振興施策の推進に資することを目的とする。

【無償譲渡の相手方が実施する事業の概要】

ア 内容

源泉の取水設備等を活用して源泉を鴨川温泉旅館業協同組合の組合員に供給するとともに、建物を会議室として活用する。

イ 施設の概要

平家建、床面積 212.41 平方メートル、敷地面積 2,038 平方メートル（全て借地）

ウ 既存施設・設備の活用

源泉の取水設備、源泉の取水設備から建物に附帯する貯留設備までの配管、貯留設備、建物内の会議室、駐車場等

エ 組合員の構成

組合員 39 者（44 施設）、事務員 2 人 ※令和 8 年 1 月 1 日現在

オ 地域活性化への提案

新たな温泉源の確保による鴨川温泉郷としての高付加価値化

(2) 無償譲渡の相手方

鴨川市横渚 1459 番地 5

鴨川温泉旅館業協同組合

代表理事 吉村 敦広

(3) 無償譲渡

ア 財産

(ア) 建物

所在	鴨川市宮字湯ノ谷 477 番地 1、478 番地 1
種類	集会所
構造	木造平家建
床面積 (㎡)	212.41

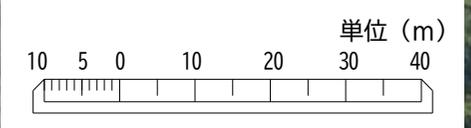
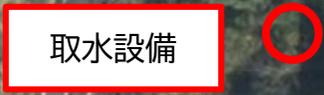
(イ) 工作物等

源泉の取水設備、源泉の取水設備から建物に附帯する貯留設備までの配管、建物に附帯する設備その他土地の上に存在する物

イ 無償譲渡する理由

本件建物（建築後 33 年）は木造建物の法定耐用年数を経過していること及び市が本件建物を撤去する場合に多額の費用が見込まれることから、無償譲渡する。

財産の無償譲渡について
江見老人憩の家 説明図



議案第 15 号

鴨川市過疎地域持続的発展計画を定めることについて

1 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる旧天津小湊町の区域に係る過疎地域持続的発展計画を定めることについて、同項の規定により議決を求める。

2 概要

（1）策定の趣旨

旧天津小湊町の区域における各種の地域振興事業を過疎対策として推進するための計画を定める。

（2）対象区域

旧天津小湊町の区域

（3）地域の持続的発展の基本方針

固有の資源を最大限に活かし、第 3 次鴨川市基本構想に即した地域振興及び地域の自立を促進する。

（4）地域の持続的発展のための基本目標

人口目標

（5）達成状況の評価に関する事項

検証機関において、基本目標及び分野別目標の達成度を中間年度及び最終年度に検証する。

（6）計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

（7）施策

ア 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

イ 産業の振興

ウ 地域における情報化

- エ 交通施設の整備、交通手段の確保
 - オ 生活環境の整備
 - カ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
 - キ 医療の確保
 - ク 教育の振興
 - ケ 集落の整備
 - コ 地域文化の振興等
 - サ 再生可能エネルギーの利用の推進
 - シ その他地域の持続的発展に関し必要な事項
- (8) 事業計画

(単位 千円)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	令和8年度から令和10 年度までの概算事業費 (見込)	年度区分		
					8	9	10
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 (移住・定住)	移住定住支援事業 鴨川市ふるさと回帰支援センターの機能 強化	鴨川市	56,671	21,729	17,471	17,471
		小計		56,671	21,729	17,471	17,471
2 産業の 振興	(1)基盤整備 (水産業)	水産業振興補助事業 水産多面的機能発揮対策事業負担金	東安房漁 業協同組 合、鴨川市	927	309	309	309
	(2)漁港施設	県営漁港整備負担金事業 天津漁港水産物供給基盤機能保全事業 外	千葉県	13,800	4,600	4,600	4,600

	県営漁港整備負担金事業 小湊漁港水産物供給基盤機能保全事業 外	千葉県	8,700	2,900	2,900	2,900
	県営漁港整備負担金事業 天津漁港海岸保全施設整備事業	千葉県				
	漁港施設維持管理事業 浜荻漁港修繕工事	鴨川市	97,050	10,000	43,300	43,750
(9)観光・レクリ エーション	観光施設等維持管理事業 鯛の浦周辺観光施設維持管理 外	鴨川市	4,603	1,571	1,516	1,516
	観光用トイレ維持管理事業	鴨川市	19,287	6,429	6,429	6,429
(10)過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	水産業振興補助事業 水産資源種苗放流事業補助金(アワビ) 栽培漁業振興総合対策事業補助金(チョウ センハマグリ) 外	東安房漁 業協同組 合、鴨川市	2,820	940	940	940
(観光)	花壇維持管理事業 国道等の花壇への花の植栽及び管理	鴨川市	8,319	2,773	2,773	2,773
	海水浴場運営事業 海水浴場の開設及び運営	鴨川市	39,254	13,904	12,675	12,675
	市営駐車場維持管理事業 市営駐車場の管理	鴨川市	11,250	3,750	3,750	3,750
	観光街路灯維持管理事業 観光街路灯の更新整備及び維持管理	鴨川市	6,636	2,212	2,212	2,212
	海岸美化活動支援事業 海岸美化活動の推進及び支援	鴨川市	1,680	560	560	560
	観光団体機能強化支援事業 温泉源保護管理者への支援	鴨川市	3,000	1,000	1,000	1,000

	(その他)	小湊さとうみ学校管理運営事業 管理運営、備品購入、施設整備	鴨川市	653,566	29,366	64,765	559,435
	(基金積立)	基金積立 産業の振興に係る事業の財源としての基金積立	鴨川市	60,000	20,000	20,000	20,000
	(11)その他	有害鳥獣対策事業 捕獲・駆除	鴨川市有害鳥獣対策協議会、 鴨川市	25,560	8,520	8,520	8,520
		有害鳥獣対策事業 被害防止、防護柵設置	鴨川市有害鳥獣対策協議会、 鴨川市	21,183	7,061	7,061	7,061
	小計			977,635	115,895	183,310	678,430
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	防災情報伝達事業 屋外子局の更新	鴨川市				
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	防災情報伝達事業 防災ラジオ	鴨川市	594	198	198	198
	小計			594	198	198	198
4 交通施設の整備	(1)市道 (道路)	市道西蓮寺下線道路整備事業 用地補償、改良工事	鴨川市				

、交通手
段の確保

市道大風沢線道路整備事業 用地補償、改良工事	鴨川市				
市道稚児ヶ滝線道路整備事業 測量業務、局部改良工事	鴨川市				
市道萩の巣線道路整備事業 測量業務、排水整備工事	鴨川市				
市道大杉新町線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市				
市道川久保線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市				
市道葛川線道路整備事業 舗装工事	鴨川市	5,000			5,000
市道天津駅近道線道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市				
市道川脇遊覧線道路整備事業 測量業務、設計業務、落石対策工事	鴨川市	13,000		3,000	10,000
市道清風寺台線道路整備事業 測量業務、側溝整備工事	鴨川市				
市道松ヶ久保線法面補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市				
市道坂本四方木線排水路補修事業 測量業務、設計業務、補修工事	鴨川市	37,310	2,310	10,000	25,000
市道半道坂線外道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	5,200	3,000	1,200	1,000
市道小湊中学校前線外道路整備事業 測量業務、用地補償、改良工事	鴨川市	50,000	10,000	3,000	37,000

(橋りょう)	市道塩手川上線外道路整備事業 測量業務、排水路整備工事	鴨川市				
	市道整備事業 測量業務、設計業務、用地補償、側溝整備 工事、舗装工事等	鴨川市	1,500	500	500	500
	道路橋梁維持補修事業 小規模修繕、補修用材料の支給、測量業務、 設計業務、側溝補修工事、舗装補修工事、 法面補修工事等	鴨川市	6,000	2,000	2,000	2,000
	砂田橋（天津）橋梁補修事業 補修工事	鴨川市	38,700	38,700		
	梅田橋（浜荻）橋梁補修事業 設計業務、補修工事	鴨川市	47,056	8,800	38,256	
	道路橋梁維持補修事業 小規模修繕	鴨川市	900	300	300	300
	道路メンテナンス事業 測量業務、設計業務、調査業務、定期点検 業務、橋梁長寿命化修繕計画策定業務、補 修工事等	鴨川市	3,100	2,800	300	
	市道整備事業 カーブミラー、ガードレール、区画線等の 設置工事	鴨川市	900	300	300	300
(その他)	道路橋梁維持補修事業 カーブミラー、ガードレール、照明灯等の 小規模修繕	鴨川市	3,000	1,000	1,000	1,000
(3)林道	林道浜荻線 整備工事	鴨川市	5,000	5,000		

	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	民間路線バス維持確保事業 市内線 (磯貝～誕生寺入口)	日東交通株式会社、 鴨川市	27,170	10,090	8,540	8,540
		予約制乗合タクシー運行事業	千葉トヨタ自動車株式会社、 鴨川市	27,527	10,187	8,670	8,670
	小計			271,363	94,987	77,066	99,310
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 (その他)	家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業 合併処理浄化槽への転換補助	鴨川市	6,732	2,244	2,244	2,244
	(3) 廃棄物処理施設 (ごみ処理施設) (し尿処理施設)	塵芥収集車費	鴨川市	4,684	2,018	1,454	1,212
		天津小湊最終処分場維持管理費	鴨川市	3,069	887	1,091	1,091
		衛生センター更新事業	鴨川市	39,858	20,001	19,857	
	(5) 消防施設	消防車両等整備事業 消防車両の維持管理	鴨川市	1,804	415	974	415
		消防施設整備事業 詰所の改修工事 第4支団	鴨川市				
		消防施設整備事業 消火栓や詰所等の維持管理	鴨川市	10,011	3,337	3,337	3,337
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (環境)	塵芥収集事業 ごみ収集運搬業務	鴨川市	45,458	14,355	14,355	16,748
		し尿処理事務費 し尿収集業務	鴨川市	15,003	5,001	5,001	5,001
	(その他)	住宅・建築物耐震改修等事業 耐震診断・耐震改修等に対する支援	鴨川市	540	180	180	180

	(防災・防犯)	防災情報伝達事業 防災マップ作成 海抜表示板の更新	鴨川市	916		916	
	(基金積立)	自主防災組織育成事業 組織に対する支援	鴨川市	600	200	200	200
		基金積立 生活環境の整備に係る事業の財源としての基金積立	鴨川市	6,000	2,000	2,000	2,000
	(8)その他	急傾斜地崩壊対策事業 対策工事に対する負担金	千葉県	16,500	5,500	5,500	5,500
		河川改修事業 準用河川岩井川 測量業務、設計業務、改修工事	鴨川市	24,900	4,400	8,000	12,500
		河川総務事務費 水門の維持管理事業(内浦・湊・神明水門)	鴨川市	2,904	968	968	968
		追原周辺地域振興事業	追原周辺 地域活性化委員会、 鴨川市	300	100	100	100
		防犯対策事業 LED防犯灯の修繕及び更新	鴨川市	420	140	140	140
	小計			179,699	61,746	66,317	51,636
	6 子育て 環境の確保、高齢者等の保	(2)認定こども園	認定こども園維持管理費	鴨川市	1,551	517	517
(8)過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)		認定こども園運営事業 認定こども園の運営	鴨川市	41,640	13,880	13,880	13,880

健及び福祉の向上及び増進	(高齢者・障害者福祉)	放課後児童健全育成事業 学童保育を行う団体への支援	鴨川市	16,653	5,551	5,551	5,551
		総合相談体制の充実 福祉総合相談センターの設置及び運営	鴨川市	2,202	734	734	734
		地域包括支援センターサブセンター事業 地域包括支援センターサブセンターの設置及び運営	鴨川市	69,897	23,299	23,299	23,299
		生活困窮者自立支援事業 包括的相談業務の実施	鴨川市	15,162	5,054	5,054	5,054
		地域自立生活支援事業（配食サービス事業） 食生活の自立に向けた食事の支援	鴨川市	6,795	2,265	2,265	2,265
		緊急通報体制等整備事業 緊急通報システムの整備	鴨川市	3,882	1,294	1,294	1,294
		高齢者孤立防止事業 高齢者世帯等への訪問による安否確認	鴨川市	1,035	345	345	345
		小計			158,817	52,939	52,939
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎)	小学校施設改修事業 天津小湊小学校空調設備更新工事 実施設計、施工監理	鴨川市	25,817		25,817	
		中学校施設改修事業 安房東中学校空調設備更新工事 実施設計、施工監理	鴨川市	6,237			6,237
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	外国語教育推進事業 外国語指導助手（ALT）の配置	鴨川市	35,658	11,886	11,886	11,886

(生涯学習・スポーツ)	地域学校協働本部運営事業 地域学校協働活動推進員の配置 学校支援ボランティアの登録	鴨川市	504	168	168	168
	学校運営協議会推進事業 学校運営協議会の設置	鴨川市	738	246	246	246
	生徒通学費補助事業 安房東中学校生徒の保護者へ通学費の補助	鴨川市	921	307	307	307
	小学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理 外	鴨川市	29,120	4,854	18,221	6,045
	中学校教育コンピュータ管理事業 タブレットPCのリース、保守管理 外	鴨川市	16,677	2,811	10,537	3,329
	小学校教育振興事業 特別支援教育支援員の配置	鴨川市	11,097	3,699	3,699	3,699
	中学校教育振興事業 特別支援教育支援員の配置	鴨川市	7,386	2,462	2,462	2,462
	児童援助奨励事業 就学援助費の支給 特別支援教育就学奨励費の支給	鴨川市	2,775	925	925	925
	生徒援助奨励事業 就学援助費の支給 特別支援教育就学奨励費の支給	鴨川市	5,079	1,693	1,693	1,693
	小学校管理運営事業 園児、児童送迎用バスの運行	鴨川市	52,905	17,327	17,635	17,943
	図書・AV資料購入事業 天津小湊公民館図書館分室の図書資料購入	鴨川市	240	80	80	80

	(基金積立)	放課後子ども教室運営事業 放課後子ども教室(土曜スクール)の運営 支援	鴨川市	987	329	329	329
	(基金積立)	基金積立 教育の振興に係る事業の財源としての基金積立	鴨川市	30,000	10,000	10,000	10,000
	小計			226,141	56,787	104,005	65,349
9 集落の 整備	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 (集落整備)	集会施設等整備支援事業 施設整備に対する支援	鴨川市	8,000		4,000	4,000
	(基金積立)	コミュニティ施設維持管理事業 芝町コミュニティセンター及び四方木ふ れあい館の修繕	鴨川市	2,758	774	1,190	794
		基金積立 集落の整備に係る事業の財源としての基金積立	鴨川市	9,000	3,000	3,000	3,000
	(3)その他	狭あい道路整備事業 狭あい道路拡幅整備	鴨川市	12,000	4,000	4,000	4,000
	小計			31,758	7,774	12,190	11,794
10 地域文 化の振興 等	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 (地域文化振興)	文化財保護事業 清澄の大スギの保存整備に対する支援	清澄寺、鴨 川市	666	222	222	222
		鯛の浦タイ生息地保存活用事業 鯛の浦タイ生息地の適切な管理	小湊妙の 浦遊覧船 協業組合、 鴨川市				
	小計			666	222	222	222

11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	住宅用設備等脱炭素化促進事業 住宅用省エネルギー設備等の設置に対する支援	鴨川市	846	282	282	282
小計				846	282	282	282
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	市民活動支援事業 地域の自主的な活動を推進するため、活動費の一部を支援する。	鴨川市	2,274	150	1,062	1,062
小計				2,274	150	1,062	1,062
合計				1,906,464	412,709	515,062	978,693

議案第 16 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 8 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 8 号）を調製したため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
1 市税	4,590,392	△5,000	4,585,392	法人市民税（現年度課税分）△14,500 入湯税（現年度課税分）9,500
11 地方交付税	4,907,240	290,268	5,197,508	普通交付税
13 分担金及び負担金	36,003	△361	35,642	市営漁港整備事業分担金 △313 健康福祉推進計画策定事業負担金 △48
14 使用料及び手数料	723,761	△1,125	722,636	魚見塚一戦場公園施設使用料 △350 陸上競技場使用料 △323 サッカー場使用料 △358 し尿汲取料及び浄化槽清掃料 1,972 浄化槽汚泥処理手数料 △1,847 外
15 国庫支出金	2,602,021	△134,712	2,467,309	国民健康保険基盤安定事業負担金 4,827 デジタル基盤改革支援補助金 △193,244 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 68,759 循環型社会形成推進交付金 △11,388 外
16 県支出金	1,196,953	△16,775	1,180,178	障害者グループホーム運営費等補助金 1,577 千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 △1,740 産地パワーアップ事業補助金 △11,145 サンプスギ林総合対策事業補助金 △1,618 外

17 財産収入	14,477	3,968	18,445	物品売払収入 2,979 建物貸付料 209 建物貸付料(滞納分) 203 財政調整基金利子 581 外
18 寄附金	707,844	2,530	710,374	公益活動支援寄附金 330 企業版ふるさと納税寄附金 1,400 教育費寄附金 800
19 繰入金	1,243,568	△421,417	822,151	財政調整基金繰入金 △206,528 教育振興基金繰入金 △6,480 地域振興基金繰入金 △200,000 森林環境譲与税基金繰入金 △8,409
21 諸収入	430,348	26,919	457,267	預金利子 1,908 看護師等修学資金貸付金償還金元金収入 1,440 介護給付・訓練給付費返還金 1,737 スポーツ振興くじ助成金 20,000 鴨川市移住就業支援金返還金 1,400 外
22 市債	1,244,750	△1,000	1,243,750	電気自動車等導入事業債 △800 漁港整備事業債 △1,200 幹線市道整備事業債 △1,300 小学校施設改修事業債 600 現年発生単独災害復旧事業債 1,700
歳入合計	19,843,160	△256,705	19,586,455	

イ 歳出(目的別)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	184,084	△7,846	176,238
2 総務費	3,848,054	△181,043	3,667,011
3 民生費	6,743,150	△37,601	6,705,549
4 衛生費	2,084,902	△35,818	2,049,084
6 農林水産業費	683,276	△6,490	676,786
7 商工費	422,934	48,310	471,244
8 土木費	672,035	△13,813	658,222
9 消防費	939,374	△1,181	938,193

10 教育費	1,643,125	△11,811	1,631,314
11 災害復旧費	14,000	△3,418	10,582
12 公債費	2,595,691	△5,994	2,589,697
歳出合計	19,843,160	△256,705	19,586,455

ウ 歳出（性質別）

（単位 千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,905,001	△31,712	3,873,289
扶助費	3,570,772	△18,184	3,552,588
公債費	2,595,664	△5,994	2,589,670
物件費	3,498,804	△265,039	3,233,765
維持補修費	161,326	△904	160,422
補助費等	2,093,858	73,142	2,167,000
積立金	1,124,425	42,881	1,167,306
貸付金	88,400	△5,040	83,360
繰出金	1,720,708	△16,063	1,704,645
投資的経費	1,026,742	△29,792	996,950
普通建設事業費	1,012,392	△26,289	986,103
補助事業費	205,879	△7,521	198,358
単独事業費	746,300	△18,768	727,532
災害復旧事業費	14,350	△3,503	10,847
歳出合計	19,843,160	△256,705	19,586,455

エ 主要事業

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
6-1-3	農業振興事業（物 価高騰対策）	10,500	9,975			525	・農業用燃料等価格高騰重点支援金 10,490 千円 外 燃油価格等の高騰により経済的に大きな影響を受けてい る農業者に対し、支援金を交付する。
6-3-2	水産業振興事業 （物価高騰対策）	11,878	11,284			594	・漁業用燃油価格高騰重点支援金 11,868 千円 外 燃油価格等の高騰により経済的に大きな影響を受けてい る漁業者に対し、支援金を交付する。
7-1-3	観光誘客事業（物 価高騰対策）	50,000	47,500			2,500	・鴨川観光誘客事業補助金 50,000 千円 本市への来訪の動機付けにより宿泊者の誘致を図るため、 鴨川観光プラットフォーム株式会社が実施する閑散期にお ける市内宿泊施設利用者向けの宿泊クーポン発行事業に対 して補助を行う。

(2) 繰越明許費補正

ア 追加

(単位 千円)

款項	事業名	金額	説明
2-1	財産管理事業	2,441	旧市民会館跡地測量業務について、隣接地権者の相続権利者を調査する必要が生 じ、また、公図等と隣接する土地の形状等に差異があるため公図の訂正等を行う必 要が生じたことから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（旧市民会館跡 地測量委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。

2-3	戸籍住民基本台帳事務費	2,178	国の補正予算を活用して実施する、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための戸籍電算システム及び住民基本台帳システム改修業務について、履行期間の確保が困難であることから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（戸籍電算システム改修業務委託料及び住民基本台帳システム改修業務委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
	証明書等コンビニ交付事業	1,078	国の補正予算を活用して実施する、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための証明書等コンビニ交付システム改修業務について、履行期間の確保が困難であることから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（証明書等コンビニ交付システム改修業務委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
6-1	農業振興事業（物価高騰対策）	10,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、農業振興事業（物価高騰対策）について、支援金の申請受付を農業者の令和7年分所得税の確定申告等が完了した後に開始することから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（消耗品費及び農業用燃料等価格高騰重点支援金）を令和8年度に繰り越して使用する。
	農業生産基盤の整備及び維持管理事業	8,137	千葉県が実施する北小町地区県営ほ場整備事業について、県が事業を令和8年度に繰り越すため、当該事業に係る市負担金も同様に令和8年度に繰り越して使用する。
6-3	水産業振興事業（物価高騰対策）	11,878	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、水産業振興事業（物価高騰対策）について、支援金の申請受付を漁業者の令和7年分所得税の確定申告等が完了した後に開始することから、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（消耗品費及び漁業用燃油価格高騰重点支援金）を令和8年度に繰り越して使用する。

	漁港施設維持管理事業	40,000	浜荻漁港西防波堤補修工事について、設計及び積算業務において水中調査が必要となったことに加え、施工方法等の検討に不測の日数を要し、適正工期を確保して発注することが困難となったことから、当該事業費（漁港整備工事）を令和8年度に繰り越して使用する。
7-1	観光誘客事業（物価高騰対策）	50,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、観光誘客事業（物価高騰対策）について、閑散期における宿泊クーポンの発行事業を令和8年5月上旬以降に予定しており、年度内の完了が見込めないため、当該事業費（鴨川観光誘客事業補助金）を令和8年度に繰り越して使用する。
8-2	道路台帳整備事業	3,595	市道峯竹平線の境界確定及び分筆登記について、公図の訂正等に係る法務局との協議及び調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（登記委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
	狭隘道路整備事業	844	市道西ノ浜富士根線の境界標設置作業、所有権移転登記等について、境界確定に不測の日数を要したことで狭隘道路整備工事の完成が遅れたため、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（登記委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
	道路橋梁維持補修事業（長寿命化事業）	9,000	市道臨海線舗装補修工事について、工事実施に伴う交通規制に係る地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（維持補修工事）を令和8年度に繰り越して使用する。
	市道整備事業	13,910	市道法明大崩線改良工事について、現場発生土の搬出先との受入調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（市道整備工事）を令和8年度に繰り越して使用する。 市道貝渚大里線外安全施設設置工事について、施工条件の確認及び施工方法の検討に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（市道整備工事）を令和8年度に繰り越して使用する。

8-3	河川維持補修事業	8,300	普通河川葛川護岸補修工事について、施工条件の確認及び施工方法の検討に係る関係地権者との調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（維持補修工事）を令和8年度に繰り越して使用する。
8-4	下水路維持管理事業	4,915	前原・横渚地区浸水対策排水路整備工事完了に伴う家屋の事後調査について、水道課との協議及び地下埋設物への対応等に不測の日数を要したことで工事の完成が遅れたため、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（家屋調査委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。
10-5	旧江見小学校跡地活用事業	47,308	（仮称）江見公民館外構工事について、現場発生土の搬出先との受入調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、当該事業費（（仮称）江見公民館外構工事及び監理委託料）を令和8年度に繰り越して使用する。

(3) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
児童育成支援拠点事業委託料	自 令和7年度 至 令和8年度	10,698	困難を抱える子どもが孤立しやすい放課後等の時間、家庭や学校以外の安全、安心な居場所となる「子ども第三の居場所」を令和8年4月1日に開設するため、一般社団法人に事業を委託する。
千葉県水道用水供給事業市町村負担金	自 令和7年度 至 令和17年度	125,020	九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団と県営水道との統合により千葉県水道局が経営する新たな水道用水供給事業に対し、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定書」に基づく負担金を令和8年度から10年間支出する。
旧吉尾小学校屋内運動場除却事業	自 令和7年度 至 令和8年度	8,910	旧吉尾小学校屋内運動場について、令和8年度までの工期で解体撤去工事を実施するため、設計業務を委託する。

青少年研修センター除却事業	自 令和7年度 至 令和8年度	5,135	青少年研修センターについて、令和8年度までの工期で解体撤去工事を実施するため、設計業務を委託する。
---------------	--------------------	-------	---

イ 変更

(単位 千円)

事項	変更前		変更後		説明
	期間	限度額	期間	限度額	
文書管理システム使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	34,025	自 令和7年度 至 令和12年度	32,700	文書管理システム使用料について、契約締結に伴い、限度額を減額する。
学習支援ソフトウェア使用料	自 令和7年度 至 令和12年度	12,360	自 令和7年度 至 令和10年度	3,150	小学校及び中学校に配備したGIGAスクールタブレットで使用する学習支援ソフトウェアについて、タブレットの次回更新に併せて購入することとしたため、期間を変更し、限度額を減額する。
情報機器、情報ネットワークシステム等に係る使用料及び賃借料	自 令和7年度 至 令和8年度	40,260	自 令和7年度 至 令和8年度	40,302	千葉県土木積算システムに使用するデータの交付料について、データ使用単価等の変動に伴い、限度額を追加する。

(4) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
公共土木施設現年発生単独災害復旧事業	1,700	令和7年台風第15号に伴う大雨により被災した市道等の修繕料に対する地方債を発行するため、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
電気自動車等導入事業	14,500	13,700	電気自動車等の購入費及び充電設備設置工事費の減額に伴い、限度額を減額する。
漁港整備事業	36,700	35,500	浜荻漁港西護岸及び第三岸壁補修工事費の減額に伴い、限度額を減額する。
幹線市道整備事業	24,700	23,400	市道貝渚大里線改良工事に係る社会資本整備総合交付金の増額に伴い、限度額を減額する。
小学校施設改修事業	15,100	15,700	天津小湊小学校校舎西側トイレ改修工事に係る学校施設環境改善交付金の減額に伴い、限度額を追加する。

議案第 17 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 国民健康保険税		634,900	11,500	646,400	
	1 国民健康保険税	634,900	11,500	646,400	現年課税分
10 繰入金		251,778	△11,500	240,278	
	1 他会計繰入金	242,322	△3,522	238,800	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分） △4,098 保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 9,654 財 政安定化支援事業繰入金 △9,233 未就学児均 等割保険税繰入金 67 産前産後保険税繰入金 88
	2 基金繰入金	9,456	△7,978	1,478	財政調整基金繰入金 △7,978
歳入合計		3,755,156	0	3,755,156	

議案第 18 号

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
6 繰入金		838,756	△620	838,136	
	1 一般会計繰入金	770,027	△620	769,407	事務費繰入金（介護保険事業分） △620
歳入合計		5,076,445	△620	5,075,825	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		121,604	△620	120,984
	1 総務管理費	80,734	△120	80,614
	2 徴収費	4,154	△500	3,654
歳出合計		5,076,445	△620	5,075,825

ウ 主要事業

（単位 千円）

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	

1-1-1	一般事務管理費 (介護保険)	△120				△120	・印刷製本費 △120 千円 標準準拠システムへの移行延期に伴い、不要となった印刷製本費を減額する。
1-2-1	賦課徴収費	△500				△500	・印刷製本費 △500 千円 標準準拠システムへの移行延期に伴い、不要となった印刷製本費を減額する。

議案第 19 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
1 後期高齢者医療 保険料		516,999	30,000	546,999	
	1 後期高齢者医療 保険料	516,999	30,000	546,999	特別徴収保険料（現年度分） 6,000 普通徴収保険 料（現年度分） 24,000
3 繰入金		144,600	△11,921	132,679	
	1 一般会計繰入金	144,600	△11,921	132,679	保険基盤安定繰入金
5 諸収入		4,200	164	4,364	
	1 延滞金、加算金及 び過料	1	164	165	延滞金
7 国庫支出金		2,430	△1,165	1,265	
	2 国庫補助金	2,430	△1,165	1,265	子ども・子育て支援事業費補助金
歳入合計		672,145	17,078	689,223	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		10,679	△1,165	9,514
	2 徴収費	9,973	△1,165	8,808
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		656,293	18,243	674,536
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	656,293	18,243	674,536
歳出合計		672,145	17,078	689,223

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-2-1	徴収事務費	△1,165	△1,165				<ul style="list-style-type: none"> システム改修委託料 △1,165 千円 令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修業務のうち、令和8年度に実施予定となった業務分の委託料を減額する。
2-1-1	後期高齢者医療 広域連合納付金	18,243				18,243	<ul style="list-style-type: none"> 保険基盤安定拠出金 △11,921 千円 納付金額が確定したことから、不用額を減額する。 後期高齢者医療保険料等負担金 30,164 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を、千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。

議案第 20 号

令和 7 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

ア 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-3-2	その他特別損失	2,600	28,678	31,278	その他特別損失 28,678

（2）資本的収入及び支出

ア 収入

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-1	企業債	312,292	36,500	348,792	企業債 36,500
1-3-1	国庫補助金	0	28,119	28,119	国庫補助金 28,119

イ 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-3	配水設備費	249,245	92,795	342,040	委託料 92,795

(3) 企業債補正

ア 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
建設改良事業	312,292	348,792	導水管・送水管耐震化事業及び重要施設配水管事業に係る委託料の追加に伴い、限度額を追加する。

議案第 22 号

令和 8 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 国民健康保険税		620,700	608,100	12,600	
	1 国民健康保険税	620,700	608,100	12,600	現年課税分 604,200 滞納繰越分 16,500
4 国庫支出金		49	37	12	
	2 国庫補助金	49	37	12	災害臨時特例補助金
7 県支出金		2,715,084	2,827,863	△112,779	
	1 県負担金	2,715,084	2,827,863	△112,779	保険給付費等交付金(普通交付金) 2,661,054 保険者努力支援分 10,573 県繰入金(2号分) 26,519 外
10 繰入金		255,635	267,468	△11,833	
	1 他会計繰入金	227,689	242,322	△14,633	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 121,600 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 69,200 財政安定化支援事業繰入金 28,402 外
	2 基金繰入金	27,946	25,146	2,800	財政調整基金繰入金
11 繰越金		19,685	17,288	2,397	
	1 繰越金	19,685	17,288	2,397	前年度繰越金

12 諸収入		6,463	6,360	103	
	1 延滞金及び過料	1,800	1,500	300	国民健康保険税延滞金
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	5 雑入	4,662	4,859	△197	第三者納付金 2,835 返納金 800 健康診査自己負担金 1,027
歳入合計		3,617,616	3,727,116	△109,500	

(2) 歳出 (単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		13,984	14,096	△112
	1 総務管理費	8,779	8,537	242
	2 徴税費	5,070	5,424	△354
	3 運営協議会費	135	135	0
2 保険給付費		2,670,054	2,786,415	△116,361
	1 療養諸費	2,248,855	2,364,969	△116,114
	2 高額療養費	412,079	412,326	△247
	3 移送費	120	120	0
	4 出産育児諸費	5,000	5,000	0
	5 葬祭諸費	4,000	4,000	0
3 国民健康保険事業費納付金		888,358	880,559	7,799
	1 医療給付費分	584,128	601,984	△17,856
	2 後期高齢者支援金等分	207,193	206,477	716
	3 介護納付金分	77,624	72,098	5,526
	4 子ども・子育て支援納付金分	19,413	0	19,413

5 保健事業費		39,317	40,143	△826
	1 特定健康診査等事業費	20,867	21,097	△230
	2 保健事業費	18,450	19,046	△596
6 基金積立金		1	1	0
	1 基金積立金	1	1	0
7 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
8 諸支出金		3,901	3,901	0
	1 償還金及び還付加算金	3,101	3,101	0
	2 繰出金	800	800	0
9 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出合計		3,617,616	3,727,116	△109,500

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	診療報酬	2,233,900	2,233,900				・診療報酬 2,233,900 千円 保険医療機関で診療を受けた場合、その医療費の原則7割を医療機関に支払う。
2-1-3	療養費	9,000	9,000				・療養費 9,000 千円 やむを得ない理由により保険証を提示できず、保険医療機関において費用を10割支払った場合、後日その診療

							に要した費用を被保険者の一部負担金を除いて給付する。
2-2-1	高額療養費	411,864	411,864				・高額療養費 411,864 千円 医療費の自己負担を軽減するため、所得及び年齢に応じて定める一定限度額を超える医療費を支払った場合、その超えた金額を給付する。
2-4-1	出産育児一時金	5,000				5,000	・出産育児一時金 5,000 千円 被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯主に対し、1件につき50万円を給付する。
2-5-1	葬祭費	4,000				4,000	・葬祭費 4,000 千円 被保険者が死亡したときに、その葬祭を行った者に対し、1件につき5万円を給付する。
3-1-1	医療給付費分	584,128	39,824			544,304	・医療給付費納付金 584,128 千円 千葉県全体の保険給付費の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納付する。
3-2-1	後期高齢者支援金等分	207,193				207,193	・後期高齢者支援金等納付金 207,193 千円 ・介護納付金 77,624 千円
3-3-1	介護納付金分	77,624				77,624	・子ども子育て支援納付金 19,413 千円 千葉県全体の後期高齢者支援金等納付金、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の見込みから千葉県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納付する。
3-4-1	子ども・子育て支援納付金分	19,413				19,413	

5-1-1	特定健康診査等事業費	20,867	7,581		1,027	12,259	・健康診査委託料 17,820 千円 外 40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象に、生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。
5-2-1	保健衛生普及費事業	7,614				7,614	・郵便料 3,452 千円 被保険者の健康の保持増進等のため、年 3 回（5 月、9 月及び 1 月）、医療費通知を送付する。 ・医療費分析業務委託料 3,630 千円 第 3 期データヘルス計画の中間評価の策定に必要なデータを収集・分析するため、医療費分析業務を委託する。
5-2-1	ジェネリック医薬品普及促進事業	139	32			107	・郵便料 77 千円 年 2 回（6 月及び 12 月）、ジェネリック医薬品に切り替えた場合を試算した差額通知を送付する。
5-2-1	短期人間ドック利用助成事業	5,200				5,200	・短期人間ドック補助金 5,200 千円 疾病を予防し、医療費の軽減を図るため、短期人間ドック受診者に対し、助成を実施する。
5-2-2	特定健康診査受診率向上事業	5,497	5,496			1	・特定健診受診勧奨業務委託料 5,497 千円 特定健康診査の受診率向上を図るため、未受診者及び不定期受診者を対象とした受診勧奨業務を委託する。

議案第 23 号

令和 8 年度鴨川市介護保険特別会計予算

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 保険料		893,749	909,790	△16,041	
	1 介護保険料	893,749	909,790	△16,041	特別徴収保険料（現年度分） 818,056 普通徴収保険料（現年度分） 73,984 滞納繰越分 1,709
2 国庫支出金		1,146,812	1,194,598	△47,786	
	1 国庫負担金	784,193	816,469	△32,276	介護給付費負担金
	2 国庫補助金	362,619	378,129	△15,510	調整交付金 311,685 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 14,243 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 29,491 外
3 支払基金交付金		1,217,592	1,269,906	△52,314	
	1 支払基金交付金	1,217,592	1,269,906	△52,314	介護給付費交付金 1,202,210 地域支援事業支援交付金 15,382
4 県支出金		684,781	715,380	△30,599	
	1 県負担金	662,913	692,637	△29,724	介護給付費負担金

	2 県補助金	21,868	22,743	△875	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,122 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 14,746
5 財産収入		1	1	0	
	1 財産運用収入	1	1	0	介護給付費準備基金利子
6 繰入金		818,055	818,732	△677	
	1 一般会計繰入金	746,037	772,012	△25,975	介護給付費繰入金 556,579 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 7,122 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 14,746 低所得者保険料軽減繰入金 42,091 外
	2 基金繰入金	72,018	46,720	25,298	介護給付費準備基金繰入金
7 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
8 諸収入		3,093	3,081	12	
	1 延滞金及び過料	2	2	0	第1号被保険者延滞金 1 過料 1
	2 市預金利子	1	1	0	預金利子
	3 雑入	3,090	3,078	12	配食サービス利用料 3,085 外
	歳入合計	4,764,084	4,911,489	△147,405	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算	前年度予算	比較
1 総務費		125,709	122,385	3,324
	1 総務管理費	87,774	81,807	5,967

	2 徴収費	4,130	4,154	△24
	3 介護認定審査会費	33,618	36,237	△2,619
	4 趣旨普及費	187	187	0
2 保険給付費		4,452,633	4,643,402	△190,769
	1 介護サービス等諸費	4,091,072	4,275,373	△184,301
	2 介護予防サービス等諸費	117,427	110,648	6,779
	3 その他諸費	3,337	3,464	△127
	4 高額介護サービス等費	100,772	100,772	0
	5 高額医療合算介護サービス等費	10,150	10,150	0
	6 特定入所者介護サービス等費	129,875	142,995	△13,120
3 財政安定化基金 拠出金		1	1	0
	1 財政安定化基金 拠出金	1	1	0
5 地域支援事業費		136,653	142,238	△5,585
	1 介護予防・生活 支援サービス事業 費	53,911	56,657	△2,746

	2 一般介護予防事業費	2,903	3,123	△220
	3 包括的支援事業・任意事業費	79,683	82,287	△2,604
	4 その他諸費	156	171	△15
6 基金積立金		45,397	1	45,396
	1 基金積立金	45,397	1	45,396
7 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
8 諸支出金		1,690	1,461	229
	1 償還金及び還付加算金	1,689	1,461	228
	2 操出金	1	0	1
9 予備費		2,000	2,000	0
	1 予備費	2,000	2,000	0
歳出合計		4,764,084	4,911,489	△147,405

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般事務管理費(介護保険)	10,018	209			9,809	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委託料 3,850千円 令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期

							<p>高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システム使用料 2,572 千円 <p>基幹系業務システムから標準準拠システムへ移行することに伴い、介護保険料の賦課及び徴収に関する業務、認定業務等介護保険業務に必要な介護保険システムパッケージソフトを導入する。</p>
1-3-2	認定調査等費	27,635				27,635	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員報酬 14,664 千円 外 <p>介護保険の認定に必要な訪問調査等を行うため、介護認定調査員等の会計年度任用職員を任用する。</p>
2-1-1	居宅介護サービス給付費	1,411,084	557,378		557,377	296,329	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス給付費 1,411,084 千円 <p>要介護認定者が利用する訪問、通所等の居宅介護サービス費を給付する。</p>
	施設介護サービス給付費	1,892,761	747,640		747,640	397,481	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サービス給付費 1,892,761 千円 <p>要介護認定者が利用する介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設介護サービス費を給付する。</p>
2-2-1	介護予防サービス給付費	93,180	36,804		36,806	19,570	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サービス給付費 93,180 千円 <p>要支援認定者が利用する訪問、通所等の介護予防サービス費を給付する。</p>
5-3-2	地域包括支援センターサブセンター事業	38,793	27,008		7,468	4,317	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターサブセンター業務委託料 23,322 千円 ・地域包括支援センター運営負担金 15,471 千円 <p>きめ細かな相談支援体制を整備するため、市内全域の地域包括支援センター業務を一体的かつ適切に推進する。</p>

5-3-3	地域自立生活 支援事業（配 食サービス事 業）	13,573	6,057		5,103	2,413	・高齢者等生活支援型配食サービス委託料 13,507 千円 外 調理困難又は低栄養となったひとり暮らしの高齢者等を 対象に配食サービスを提供するとともに、安否確認を実施す る。
	地域自立支援 事業（緊急通 報体制整備事 業）	4,020	2,322		774	924	・緊急通報システム業務委託料 4,020 千円 ひとり暮らしの高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、定 期的な安否確認を実施するとともに、緊急時の対応を行う。

議案第 24 号

令和 8 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 後期高齢者医療 保険料		616,055	516,999	99,056	
	1 後期高齢者医療 保険料	616,055	516,999	99,056	特別徴収保険料（現年度分） 333,330 普通徴収保険料（現年度分） 272,725 普通徴収保険料（滞納繰越分） 10,000
3 繰入金		160,867	144,986	15,881	
	1 一般会計繰入金	160,867	144,986	15,881	事務費繰入金 8,041 保険基盤安定繰入金 152,826
4 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
5 諸収入		3,720	4,000	△280	
	1 延滞金、加算金 及び過料	1	1	0	延滞金
	2 償還金及び還付 加算金	2,100	2,600	△500	保険料還付金 2,000 還付加算金 100
	3 預金利子	1	1	0	預金利子

	5 受託事業収入	1,618	1,398	220	賦課徴収帳票作成等業務受託収入 1,618
歳入合計		780,643	665,986	114,657	

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 総務費		8,660	8,635	25
	1 総務管理費	706	706	0
	2 徴収費	7,954	7,929	25
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		768,883	653,751	115,132
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	768,883	653,751	115,132
3 諸支出金		2,100	2,600	△500
	1 償還金及び還付 加算金	2,100	2,600	△500
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		780,643	665,986	114,657

(3) 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-1	後期高齢者医療 広域連合納 付金	768,883				768,883	・保険基盤安定拠出金 152,826 千円 低所得者等の保険料軽減分を公費で補填するため、一般会計 から繰り入れた県負担分 (3/4) と市負担分 (1/4) を合わせて、

						<p>千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療保険料等負担金 616,057 千円 <p>被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。</p>
--	--	--	--	--	--	---

議案第 25 号

令和 8 年度鴨川市病院事業会計予算

1 提案理由

令和 8 年度鴨川市病院事業会計予算を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により議決を求める。

2 業務の予定量

業務名	本年度予定量 (A)	前年度予定量 (B)	比較 (A) - (B)	増減率 (%)
病床数	70 床	70 床	0 床	—
年間入院患者数	21,170 人	21,170 人	0 人	—
年間外来患者数	44,142 人	43,125 人	1,017 人	2.36
1 日平均入院患者数	58 人	58 人	0 人	—
1 日平均外来患者数	151 人	148 人	3 人	2.03
主要な建設改良事業 建設改良費	194,988 千円	52,877 千円	142,111 千円	268.76

3 収益的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第 1 款 事業収益	1,634,643	1,609,983	24,660	1.53
第 1 項 医業収益	1,494,919	1,469,982	24,937	1.70
第 1 目 入院収益	806,518	805,569	949	0.12
第 2 目 外来収益	500,328	499,095	1,233	0.25
第 3 目 その他医業収益	74,135	45,171	28,964	64.12

第4目 訪問看護ステーション収益	64,700	74,167	△9,467	△12.76
第5目 居宅介護支援収益	22,423	19,515	2,908	14.90
第6目 訪問介護ステーション収益	18,591	16,806	1,785	10.62
第7目 地域包括支援センター収益	1,398	1,291	107	8.29
第8目 訪問リハビリテーション収益	6,826	8,368	△1,542	△18.43
第2項 医業外収益	139,724	140,001	△277	△0.20
第1目 受取利息配当金	20	1	19	1,900.00
第2目 他会計補助金	98,385	98,373	12	0.01
第3目 長期前受金戻入	9,530	10,958	△1,428	△13.03
第4目 負担金交付金	18,656	18,448	208	1.13
第5目 その他医業外収益	13,133	12,221	912	7.46

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 事業費	1,634,643	1,609,983	24,660	1.53
第1項 医業費用	1,561,601	1,537,034	24,567	1.60
第1目 給与費	978,542	950,499	28,043	2.95
第2目 材料費	109,249	97,299	11,950	12.28
第3目 経費	272,765	257,874	14,891	5.77
第4目 減価償却費	111,482	142,087	△30,605	△21.54
第5目 資産減耗費	1,256	1,485	△229	△15.42
第6目 研究研修費	88,307	87,790	517	0.59
第2項 医業外費用	73,042	72,949	93	0.13
第1目 支払利息及び企業債取扱諸費	7,808	7,775	33	0.42

第2目 その他医業外費用	60,080	61,539	△1,459	△2.37
第3目 消費税及び地方消費税	5,154	3,635	1,519	41.79

4 資本的収入及び支出

(1) 収入

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的収入	223,786	60,460	163,326	270.14
第1項 企業債	177,900	13,000	164,900	1,268.46
第1目 企業債	177,900	13,000	164,900	1,268.46
第2項 出資金	45,886	47,460	△1,574	△3.32
第1目 出資金	45,886	47,460	△1,574	△3.32

(2) 支出

(単位 千円)

科目	本年度予定額 (A)	前年度予定額 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
第1款 資本的支出	286,288	138,235	148,053	107.10
第1項 建設改良費	194,988	52,877	142,111	268.76
第1目 有形固定資産購入費	194,988	48,847	146,141	299.18
△ 施設整備費	0	4,030	△4,030	皆減
第2項 企業債償還金	91,300	85,358	5,942	6.96
第1目 企業債償還金	91,300	85,358	5,942	6.96

議案第 26 号

鴨川市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市教育委員会教育長、蒔苗茂氏の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、同氏を適任者と認め引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により同意を求める。

2 任命する者

住 所 ○○○○

氏 名 蒔苗 茂

生年月日 ○○○○

3 任命予定日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 27 号

鴨川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市教育委員会委員、石井千枝氏の任期が令和 8 年 3 月 30 日をもって満了することに伴い、同氏を適任者と認め引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

2 任命する者

住 所 ○○○○

氏 名 石井 千枝

生年月日 ○○○○

3 任命予定日

令和 8 年 3 月 31 日

議案第 28 号～議案第 30 号

鴨川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

1 提案理由

鴨川市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次の者を適任者として認め選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により同意を求める。

2 選任する者

	住所	氏名	生年月日	備考
議案第 28 号	〇〇〇〇	磯貝 和幸	〇〇〇〇	継続
議案第 29 号	〇〇〇〇	伊藤 葉子	〇〇〇〇	新規
議案第 30 号	〇〇〇〇	菅野 幸作	〇〇〇〇	新規

3 選任予定日

令和 8 年 4 月 1 日